

新（表紙）



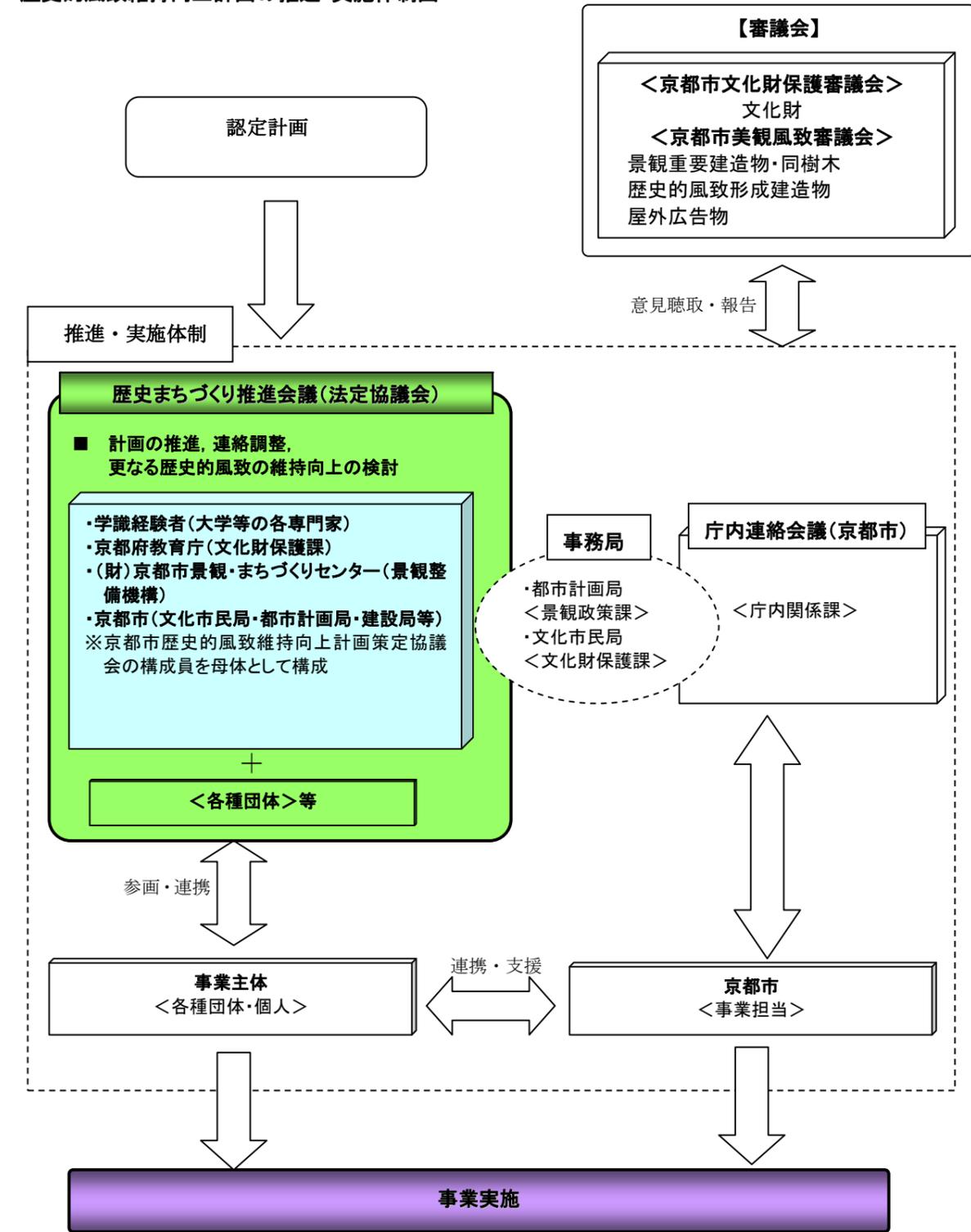
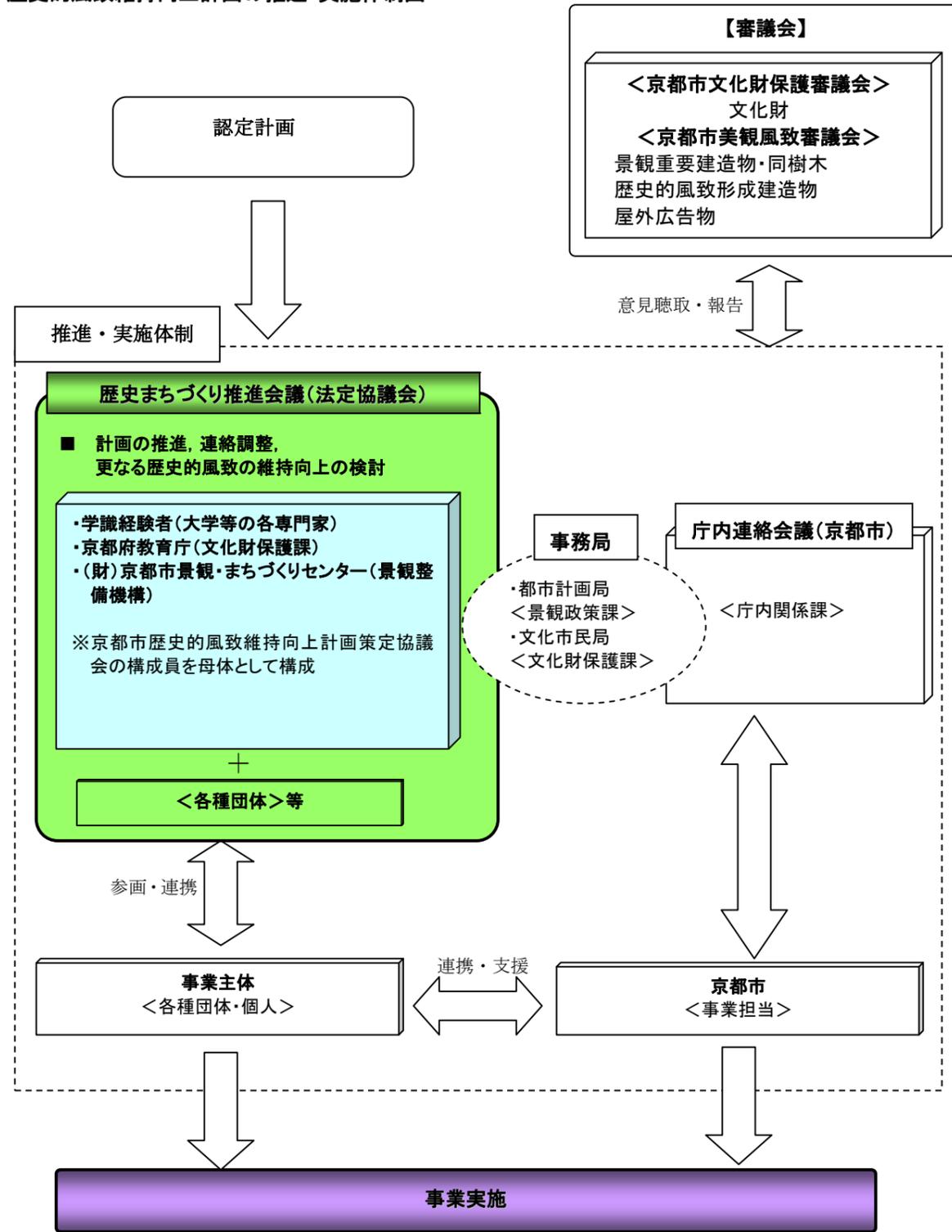
旧（表紙）



新 (P 総-8)	旧 (P 総-8)
<p>H 2 3 . 8 . 3 1 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 3 . 1 0 . 2 5 : 京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 1 4 : 平成23年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 2 6 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第3回変更)</p> <p>H 2 4 . 2 . 1 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第3回変更)</p> <p>H 2 4 . 2 . 2 4 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 4 . 3 . 1 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る報告</p> <p>H 2 4 . 3 . 8 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第4回変更)</p> <p>H 2 4 . 3 . 3 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第4回変更)</p> <p>H 2 5 . 2 . 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 5 . 3 . 5 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る報告</p> <p>H 2 5 . 3 . 5 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第5回変更)</p> <p>H 2 5 . 3 . 2 9 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第5回変更)</p> <p>H 2 6 . 2 . 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 6 . 2 . 2 6 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る報告</p> <p><u>H 2 6 . 3 . 1 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第6回変更)</u></p> <p><u>H 2 6 . 3 . 3 1 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第6回変更)</u></p>	<p>H 2 3 . 8 . 3 1 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 3 . 1 0 . 2 5 : 京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 1 4 : 平成23年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 3 . 1 2 . 2 6 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第3回変更)</p> <p>H 2 4 . 2 . 1 4 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第3回変更)</p> <p>H 2 4 . 2 . 2 4 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 4 . 3 . 1 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第4回変更内容に係る報告</p> <p>H 2 4 . 3 . 8 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第4回変更)</p> <p>H 2 4 . 3 . 3 0 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第4回変更)</p> <p>H 2 5 . 2 . 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 5 . 3 . 5 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第5回変更内容に係る報告</p> <p>H 2 5 . 3 . 5 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第5回変更)</p> <p>H 2 5 . 3 . 2 9 : 「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第5回変更)</p> <p>H 2 6 . 2 . 2 1 : 京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H 2 6 . 2 . 2 6 : 京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第6回変更内容に係る報告</p>

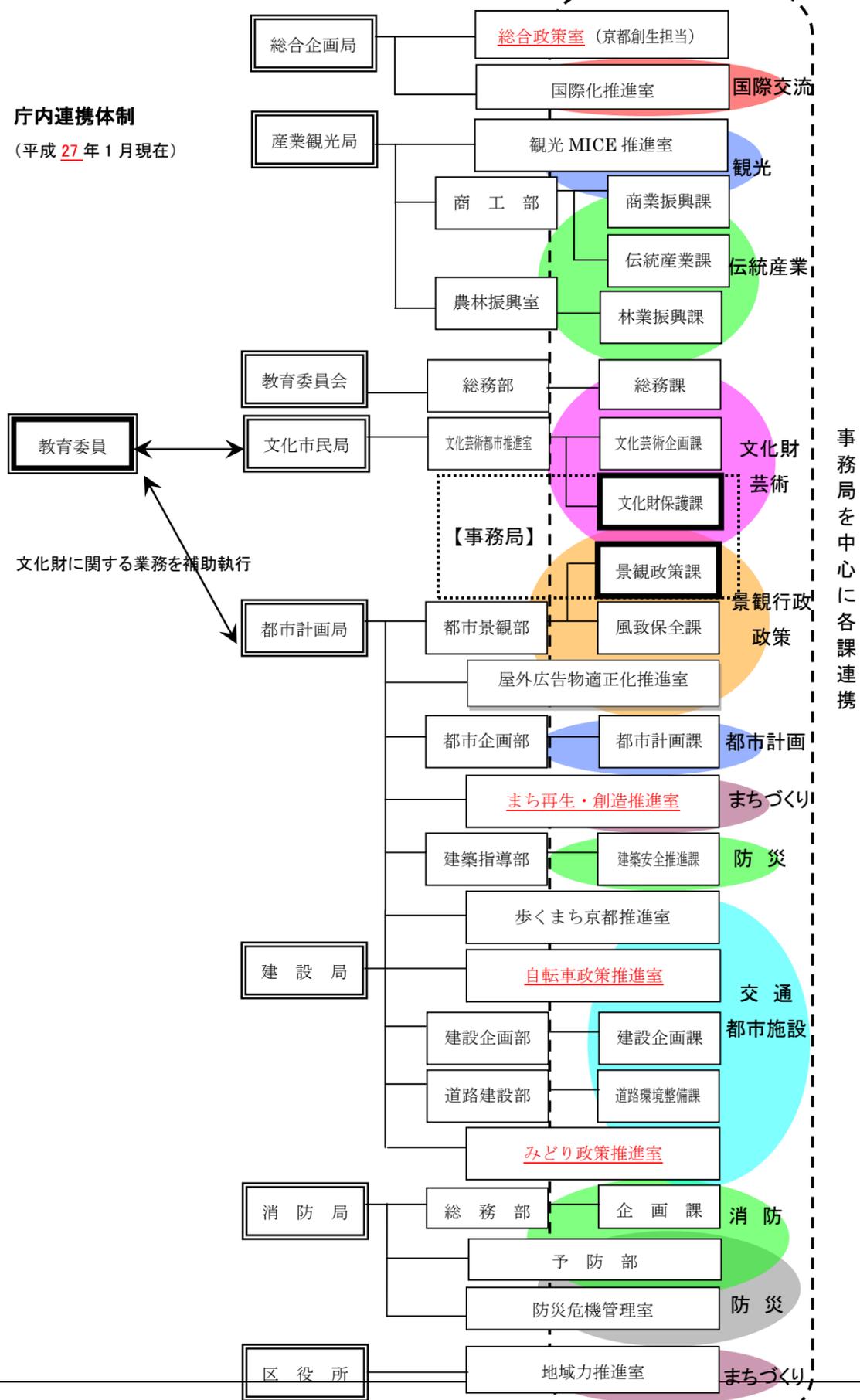
歴史的風致維持向上計画の推進・実施体制図

歴史的風致維持向上計画の推進・実施体制図



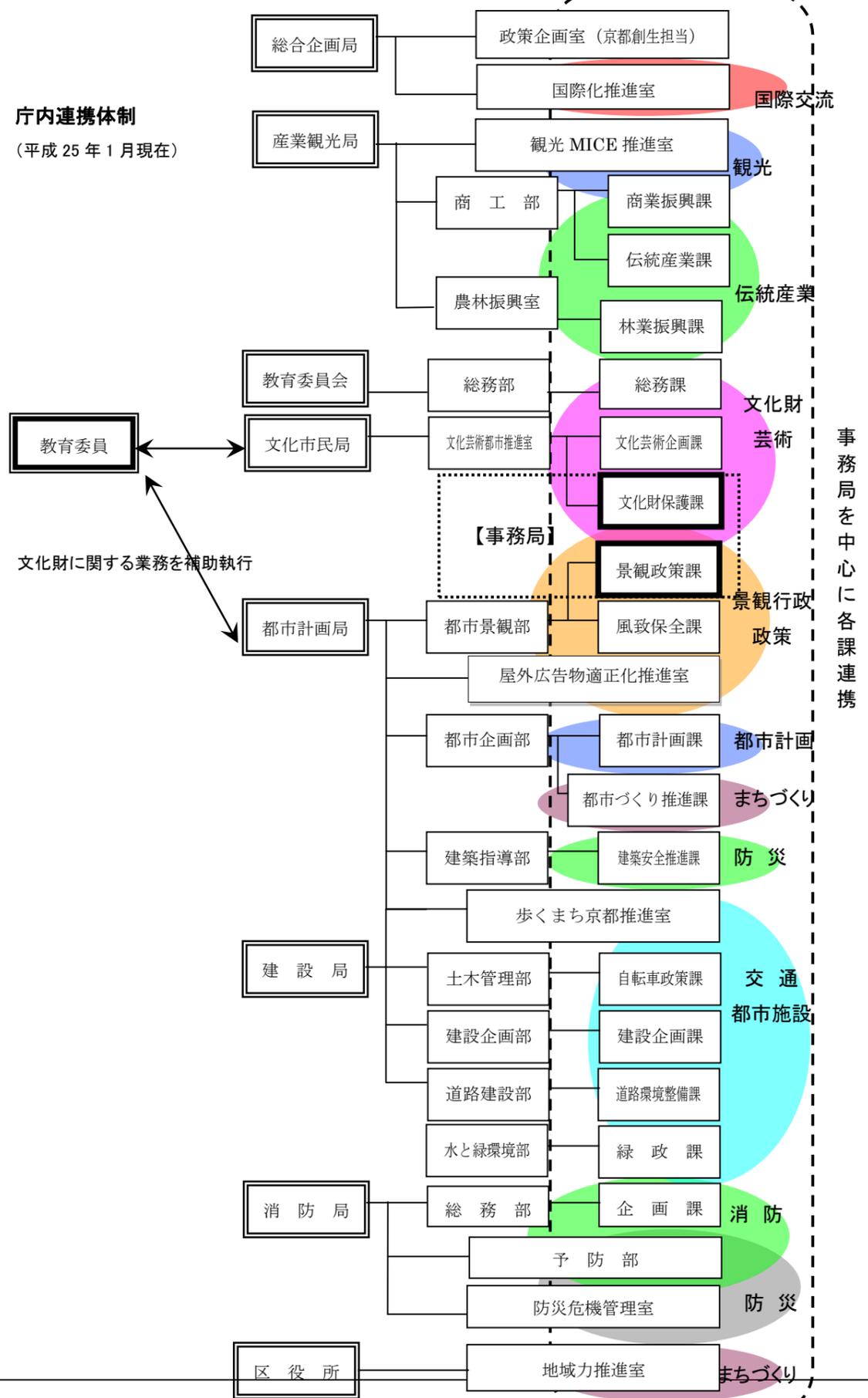
新 (P 総-15)

庁内連携体制
(平成 27 年 1 月現在)



旧 (P 総-15)

庁内連携体制
(平成 25 年 1 月現在)



新 (P1-36)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・^{はなとうろ}花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要(別表1)(平成27年1月現在)

京都市内には、210件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める174件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、54件の史跡(うち3件が特別史跡)、38件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に^{さんねいざか}産寧坂地区、^{さんねいざか}祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、^{さがとりいもと}嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

旧 (P1-36)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・^{はなとうろ}花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要(別表1)(平成26年1月現在)

京都市内には、206件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち40件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める171件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、54件の史跡(うち3件が特別史跡)、37件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に^{さんねいざか}産寧坂地区、^{さんねいざか}祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、^{さがとりいもと}嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

新 (P1-37)

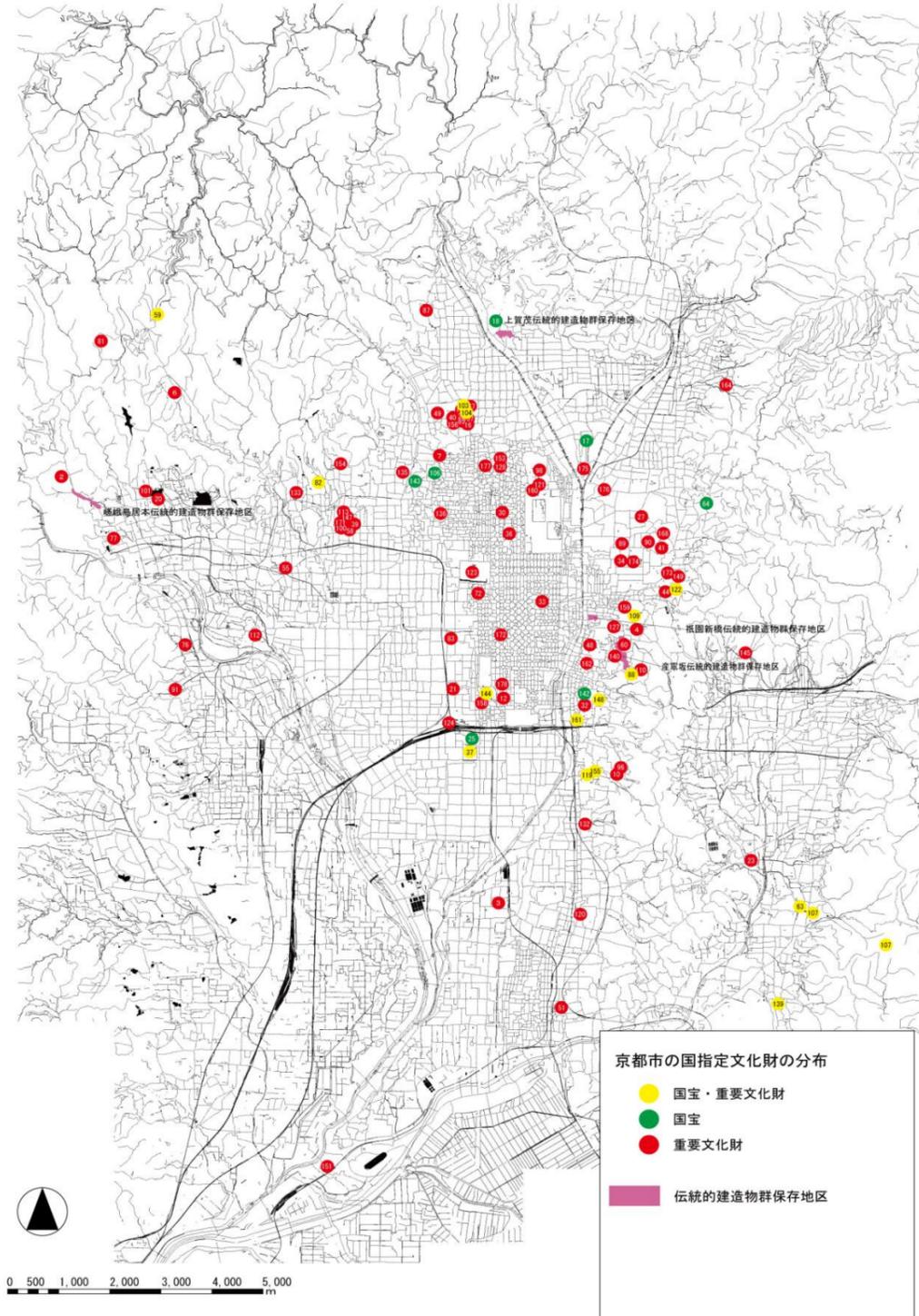


图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

旧 (P1-37)

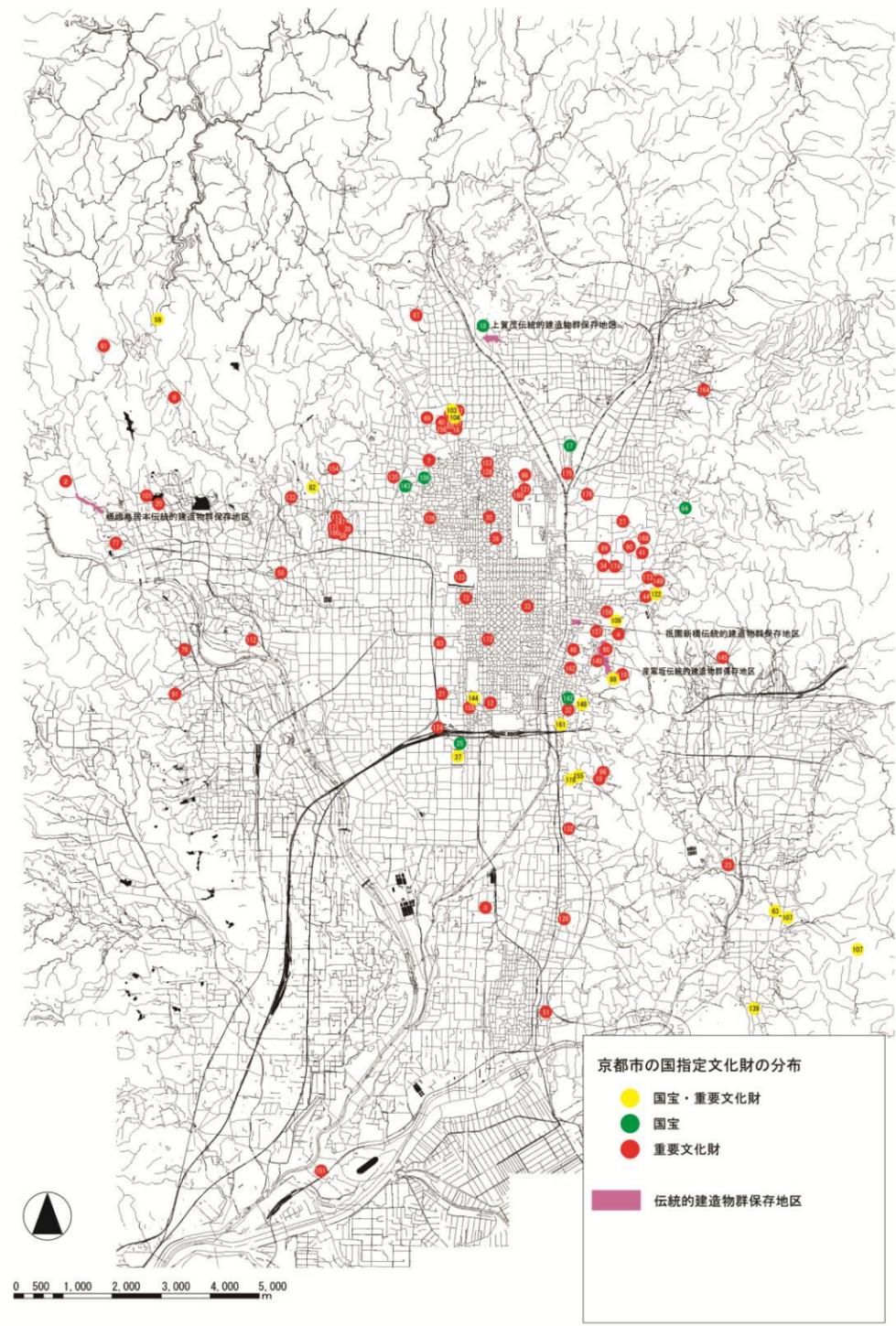


图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

新 (P1-38)

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要 (別表2) (平成27年1月現在)

昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物) 49件, 府登録文化財(建造物) 8件, 府指定史跡4件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財4件, 府登録文化財(無形民俗文化財) 2件が指定・登録されている。

また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物) 71件, 市登録文化財(建造物) 25件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡) 12件, 市指定名勝28件, 市登録文化財(名勝地) 3件, 市指定天然記念物25件, 市登録文化財(動物, 植物, 地質鉱物) 10件, 市指定有形民俗文化財7件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財52件が指定・登録されている。

この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物) 317件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国の登録有形文化財(建造物)の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

旧 (P1-38)

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要 (別表2) (平成26年1月現在)

昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物) 48件, 府登録文化財(建造物) 7件, 府指定史跡4件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財4件, 府登録文化財(無形民俗文化財) 2件が指定・登録されている。

また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物) 70件, 市登録文化財(建造物) 25件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡) 12件, 市指定名勝28件, 市登録文化財(名勝地) 3件, 市指定天然記念物25件, 市登録文化財(動物, 植物, 地質鉱物) 10件, 市指定有形民俗文化財7件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財52件が指定・登録されている。

この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物) 317件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国の登録有形文化財(建造物)の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

新 (P1-39)

旧 (P1-39)

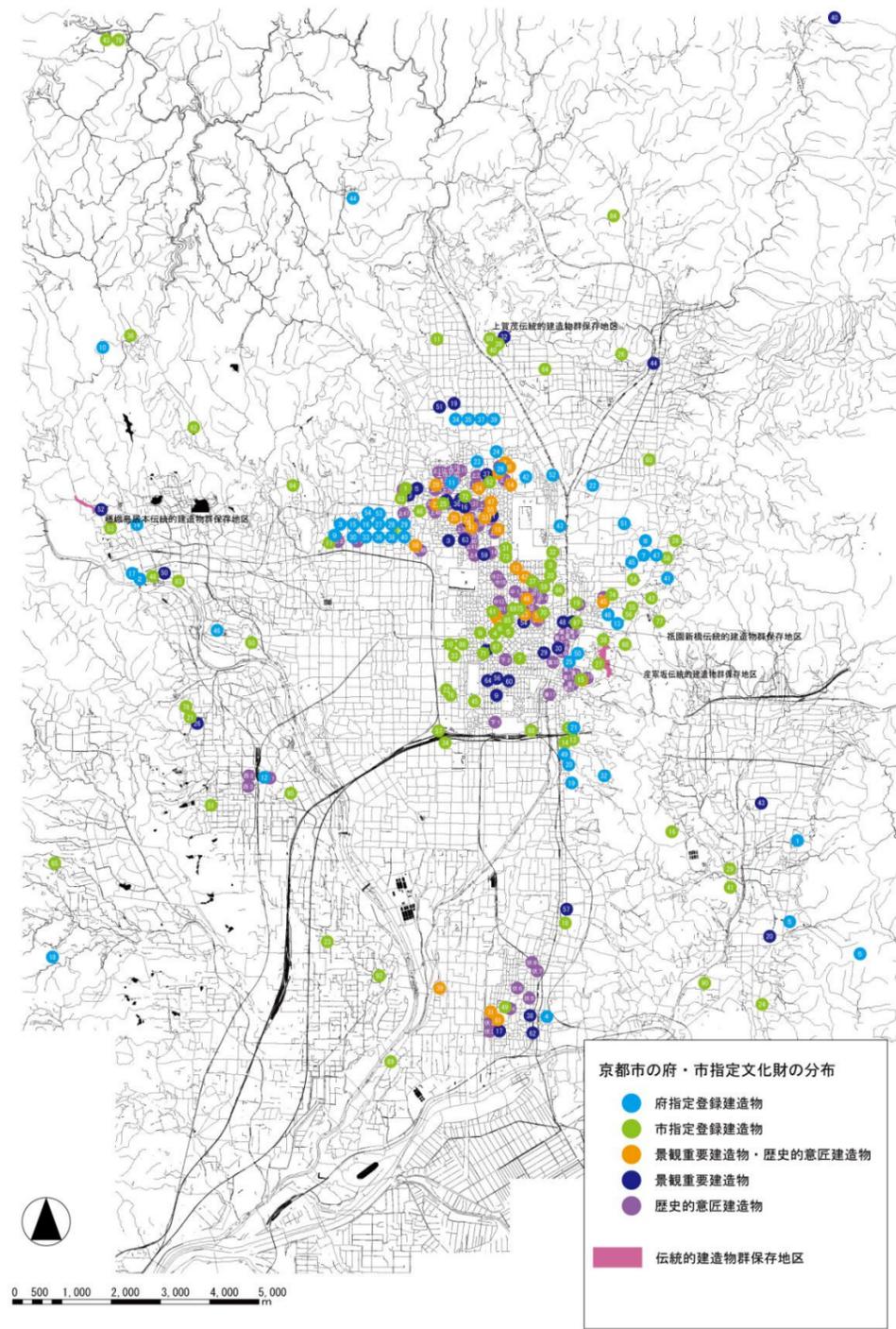
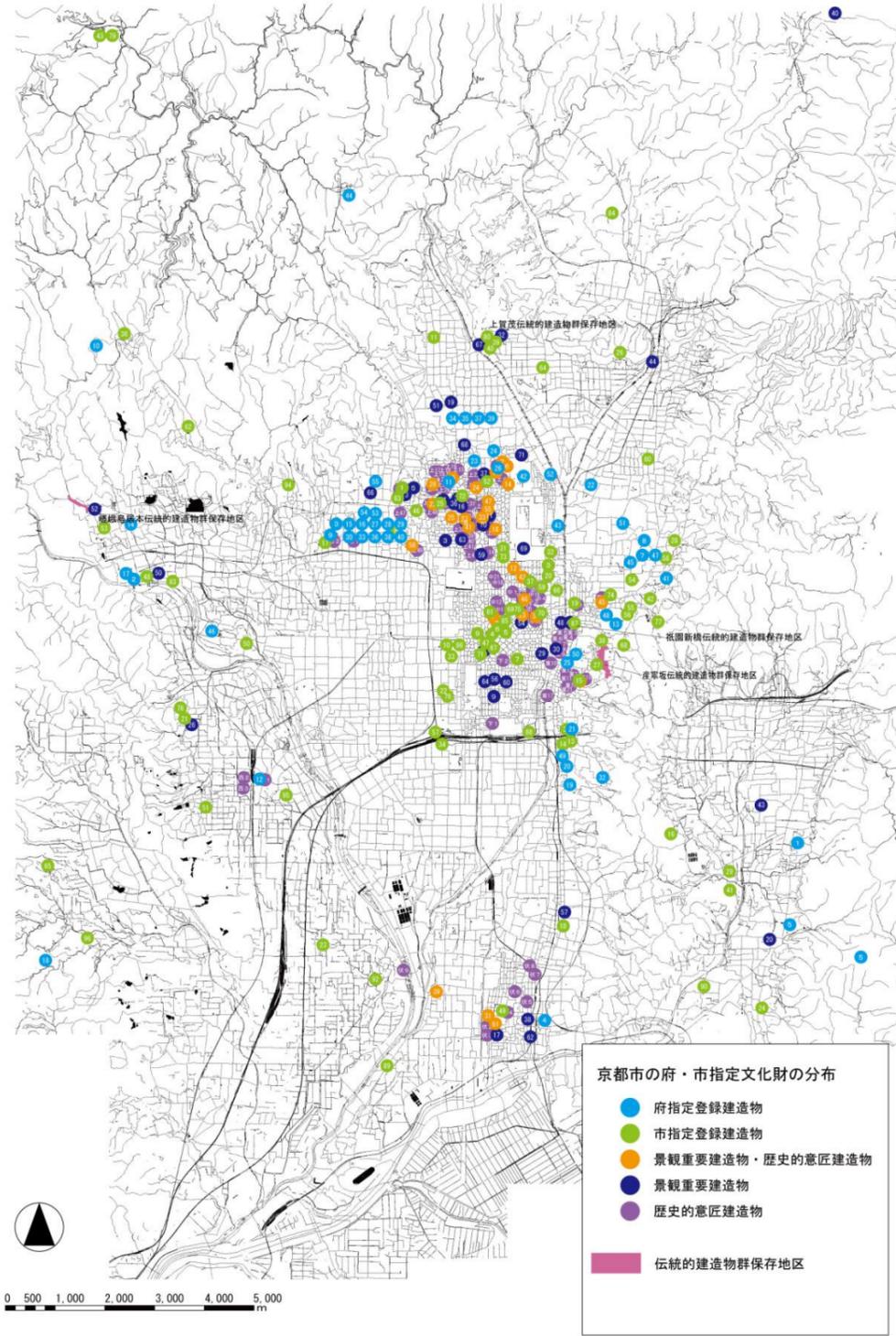


图 1-19 京都市の府・市指定文化財の分布

图 1-19 京都市の府・市指定文化財の分布

新 (P1-40)

旧 (P1-40)

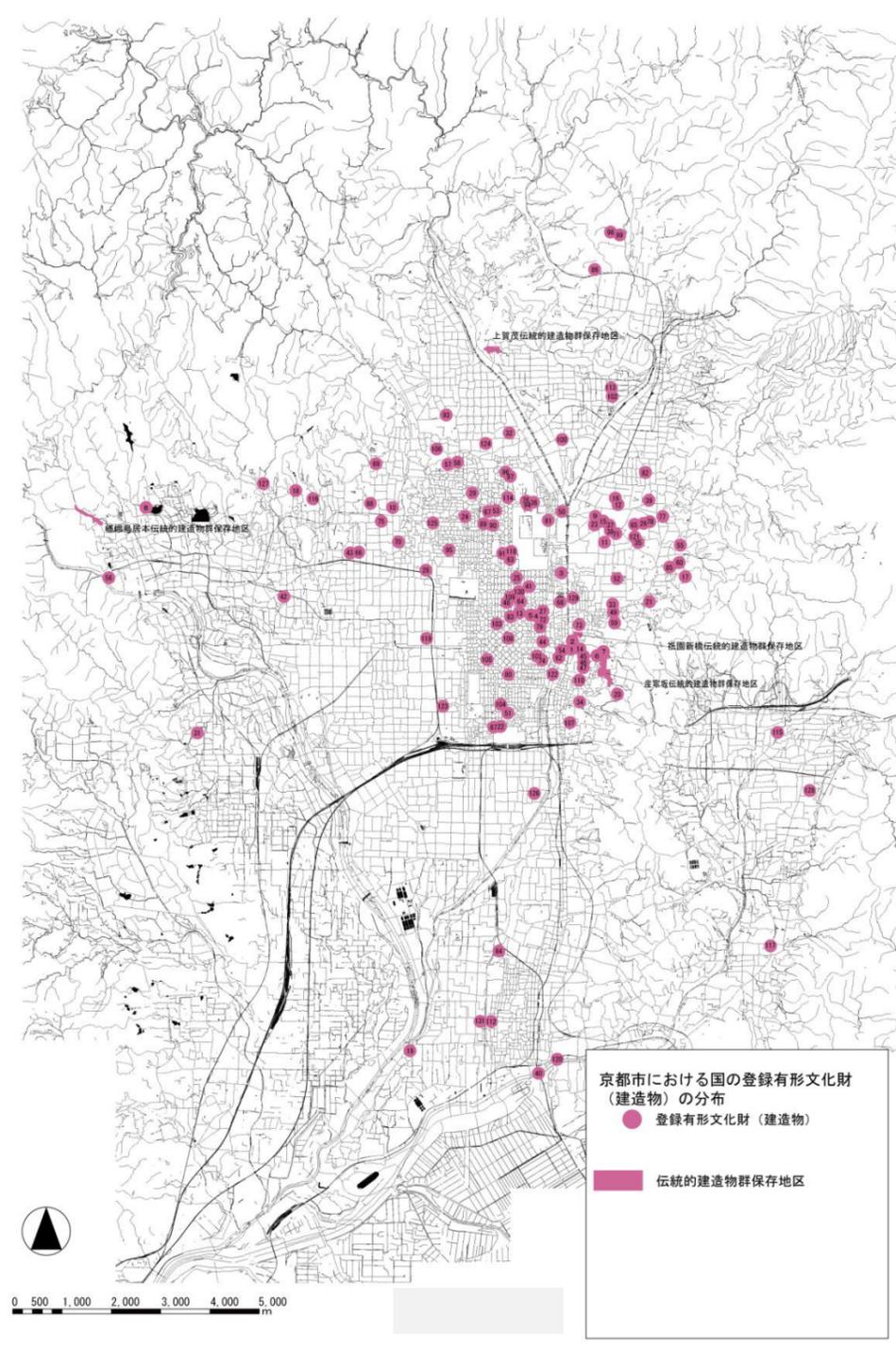
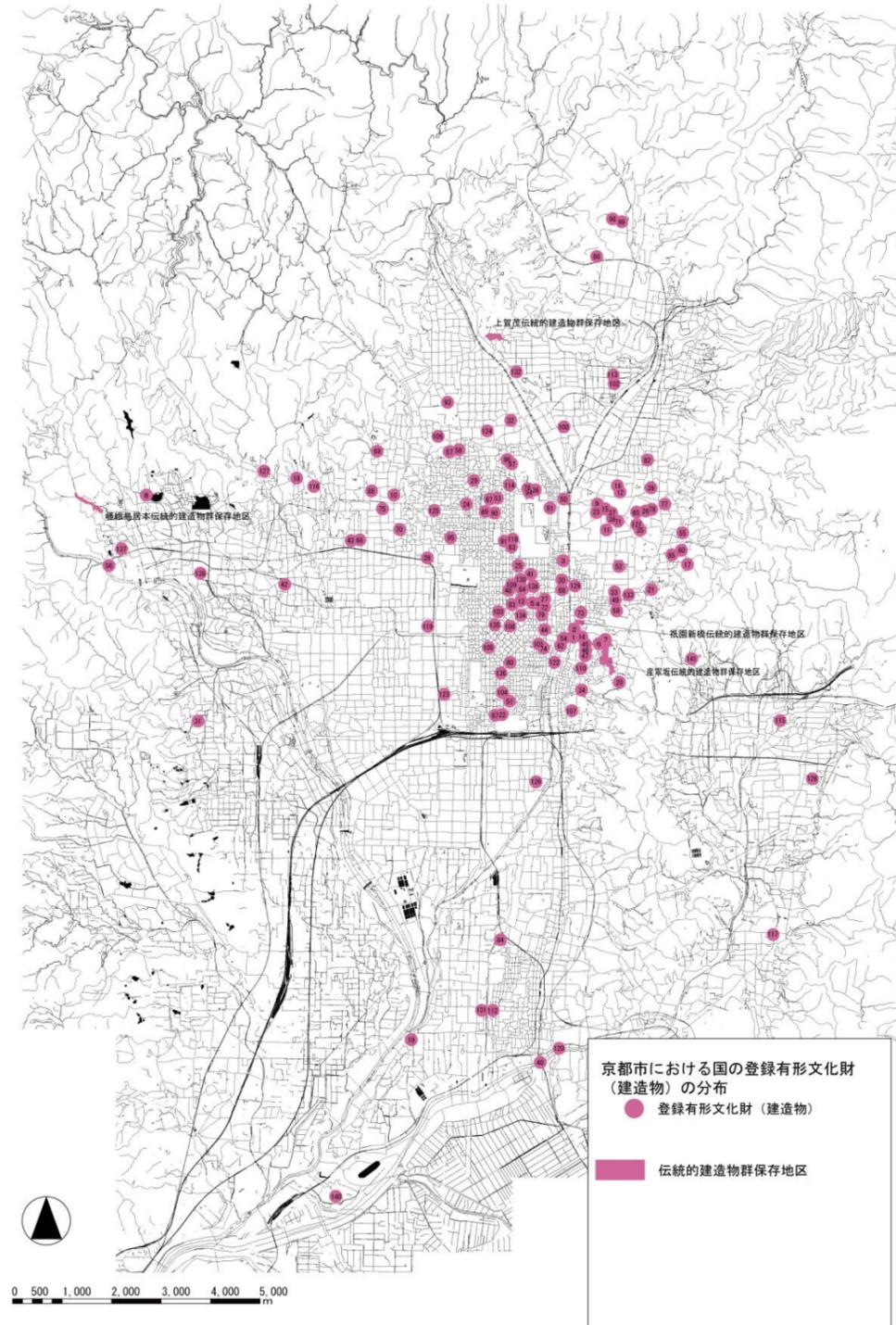


图 1-20 京都市における国の登録有形文化財（建造物）の分布

图 1-20 京都市における国の登録有形文化財（建造物）の分布

新 (P2-64)

祭事や催し、日常（ケ）の憩いの場として市民に親しまれている。

これらの歴史的遺産が憩いの場やハレの舞台として市民の暮らしに密接に関わることは、歴史と文化が京都の人々に息づくための重要な役割を果たしている。人々は、知らず知らずのうちにその価値を学び、感性や美意識の形成に大きな影響を受けている。

また、そうした歴史的遺産を保全・継承する技がこれらの場で受け継がれることで、京都の伝統技能の継承と発展に寄与しており、それらの技の発展が歴史遺産の保全・継承を担うという相互関係を形成しているのである。

この項では、これらの歴史舞台の今と昔を示し、そこに形成される歴史的風致を示していく。

ア きょうとぎょえん 京都御苑

(7) 京都御苑の今と昔

京都御苑は、京都御所、京都大宮御所、仙洞御所等の敷地を除いた面積約63haの国民公園で、いつでも自由に入ることができる。東西約700m、南北約1,300mの広大な敷地は、江戸時代には200もの宮家や公家の邸宅が立ち並んでいた。

平安京の内裏（皇居）は現在の京都御所から2kmほど西にあったが、度重なる火災のため他の地に里内裏が置かれるようになった。現在の京都御所は、里内裏のひとつであった東洞院土御門殿に由来し、14世紀の末に皇居に定まった。

明治2年（1869）、明治天皇の東京遷幸に伴い、多くの公家達も東京に移住したため、明治天皇より御沙汰が下され、明治10年に京都府がこれらの邸宅跡地の整備に着手した。整備内容は、公家屋敷の撤去、外周石垣土塁工事、苑路工事、樹木植栽等であり、明治16年には概ね現在の状況に整備された。

この頃、京都では明治5年の第1回を皮切りに、京都博覧会が開催されていた。京都御苑においても第2回以降大宮・仙洞両御所で行われ、明治14年には御苑内の東南の一角に常設会場が設置され、以降明治30年に岡崎に博覧会館が建設されるまで、その場所で開催された。当時の京都御苑はこのような形で市民とのつながりを形成していた。

戦後、京都御苑は、その由緒ある沿革が尊重され、努めて現状の回復保存が図られるとともに、国民公園として広く国民に開放し利用されることとなった。その後、従来からの御所の前庭としての景観維持や都市公園的な役割に加え、大都市の中の広大な緑地としての自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進していくという新たな役割が重視されるようになってきた。

今日、京都御苑では、公家町が形成されていた当時からあったことを偲ばせる樹齢数百年の樹木や、整備後植えられた樹齢130年の木々が、歳月を経て多様

旧 (P2-64)

祭事や催し、日常（ケ）の憩いの場として市民に親しまれている。

これらの歴史的遺産が憩いの場やハレの舞台として市民の暮らしに密接に関わることは、歴史と文化が京都の人々に息づくための重要な役割を果たしている。人々は、知らず知らずのうちにその価値を学び、感性や美意識の形成に大きな影響を受けている。

また、そうした歴史的遺産を保全・継承する技がこれらの場で受け継がれることで、京都の伝統技能の継承と発展に寄与しており、それらの技の発展が歴史遺産の保全・継承を担うという相互関係を形成しているのである。

この項では、これらの歴史舞台の今と昔を示し、そこに形成される歴史的風致を示していく。

ア きょうとぎょえん 京都御苑

(7) 京都御苑の今と昔

京都御苑は、京都御所、京都大宮御所、仙洞御所等の敷地を除いた面積約63haの国民公園で、いつでも自由に入ることができる。東西約700m、南北約1,300mの広大な敷地は、江戸時代には200もの宮家や公家の邸宅が立ち並んでいた。

平安京の内裏（皇居）は現在の京都御所から2kmほど西にあったが、度重なる火災のため他の地に里内裏が置かれるようになった。現在の京都御所は、里内裏のひとつであった東洞院土御門殿に由来し、14世紀の末に皇居に定まった。

明治2年（1869）、明治天皇の東京遷幸に伴い、多くの公家達も東京に移住したため、明治天皇より御沙汰が下され、明治10年に京都府がこれらの邸宅跡地の整備に着手した。整備内容は、公家屋敷の撤去、外周石垣土塁工事、苑路工事、樹木植栽等であり、明治16年（ ）には概ね現在の状況に整備された。

この頃、京都では明治5年の第1回を皮切りに、京都博覧会が開催されていた。京都御苑においても第2回以降大宮・仙洞両御所で行われ、明治14年には御苑内の東南の一角に常設会場が設置され、以降明治30年に岡崎に博覧会館が建設されるまで、その場所で開催された。当時の京都御苑はこのような形で市民とのつながりを形成していた。

戦後、京都御苑は、その由緒ある沿革が尊重され、努めて現状の回復保存が図られるとともに、国民公園として広く国民に開放し利用されることとなった。その後、従来からの御所の前庭としての景観維持や都市公園的な役割に加え、大都市の中の広大な緑地としての自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進していくという新たな役割が重視されるようになってきた。

今日、京都御苑では、公家町が形成されていた当時からあったことを偲ばせる樹齢数百年の樹木や、整備後植えられた樹齢130年の木々が、歳月を経て多様

新 (P3-3)

2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。

これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。

(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成27年1月現在の値）

ア 建築物の高さ規制

大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを受け継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。

しかし、昭和45年の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。

その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。

平成15年には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さセットバックした絶対高さを段階的に定めた。

平成19年には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山すそ部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。

旧 (P3-3)

2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。

これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。

(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成26年1月現在の値）

ア 建築物の高さ規制

大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを受け継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。

しかし、昭和45年の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。

その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。

平成15年には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さセットバックした絶対高さを段階的に定めた。

平成19年には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山すそ部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。

新 (P3-10)

ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都市には、幅員4m未満の道(以下「細街路」という。)に町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、前面道路がいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受ける場合には、道路中心線から2mの位置まで道路後退しなければならない。

しかし、道路後退の規定を適用すれば、古くからある町家の軒や壁面との連続性を維持することが困難となり、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内にある幅員4m未満の道路のうち、伝統的な建築様式による建築物と細街路による町並み景観を保全・継承する必要があるものを「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路後退距離の緩和を行うこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路後退距離の緩和に際し、沿道の建築物に制限を付加することにより、細街路及びその沿道建築物の安全性を確保しつつ、道路指定制度と合わせ、京都らしい町並みの保全・継承を図るものである。

また、京都市では、平成24年(2012)に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全や密集市街地対策として、3項道路指定を積極

旧 (P3-10)

ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都市には、幅員4m未満の道(以下「細街路」という。)に町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、前面道路がいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受ける場合には、道路中心線から2mの位置まで道路後退しなければならない。

しかし、道路後退の規定を適用すれば、古くからある町家の軒や壁面との連続性を維持することが困難となり、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内にある幅員4m未満の道路のうち、伝統的な建築様式による建築物と細街路による町並み景観を保全・継承する必要があるものを「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路後退距離の緩和を行うこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路後退距離の緩和に際し、沿道の建築物に制限を付加することにより、細街路及びその沿道建築物の安全性を確保しつつ、道路指定制度と合わせ、京都らしい町並みの保全・継承を図るものである。

また、京都市では、平成24年(2012)に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全や密集市街地対策として、3項道路指定を積極

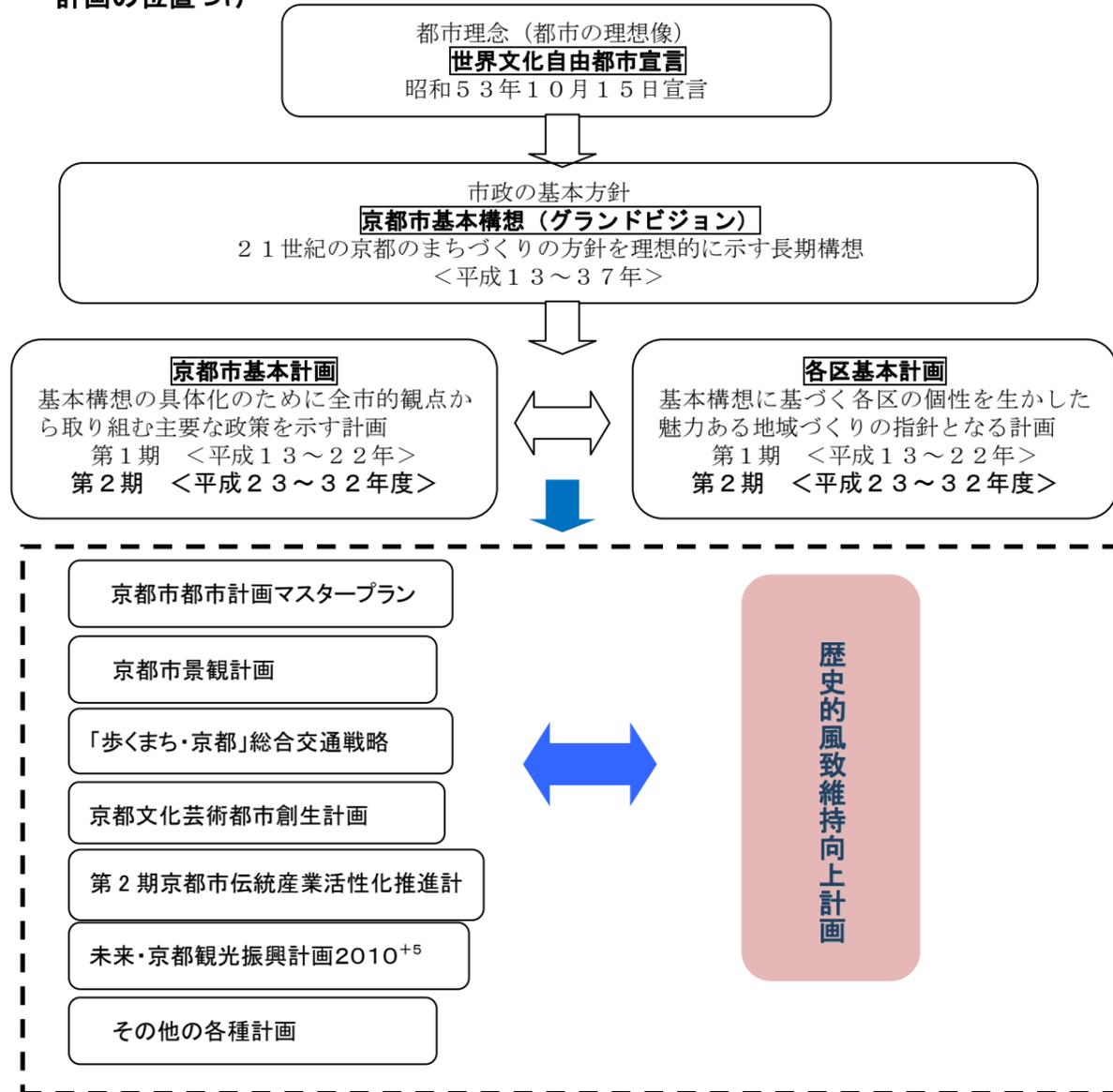
新 (P3-30)

「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」(2012~2016)
 「未来・京都観光振興計画2010⁺⁵」(2010~2014)
「京都観光振興計画2020」(2014~2020)
 その他の各種計画

京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、「京都市基本構想」に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想そして基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

計画の位置づけ



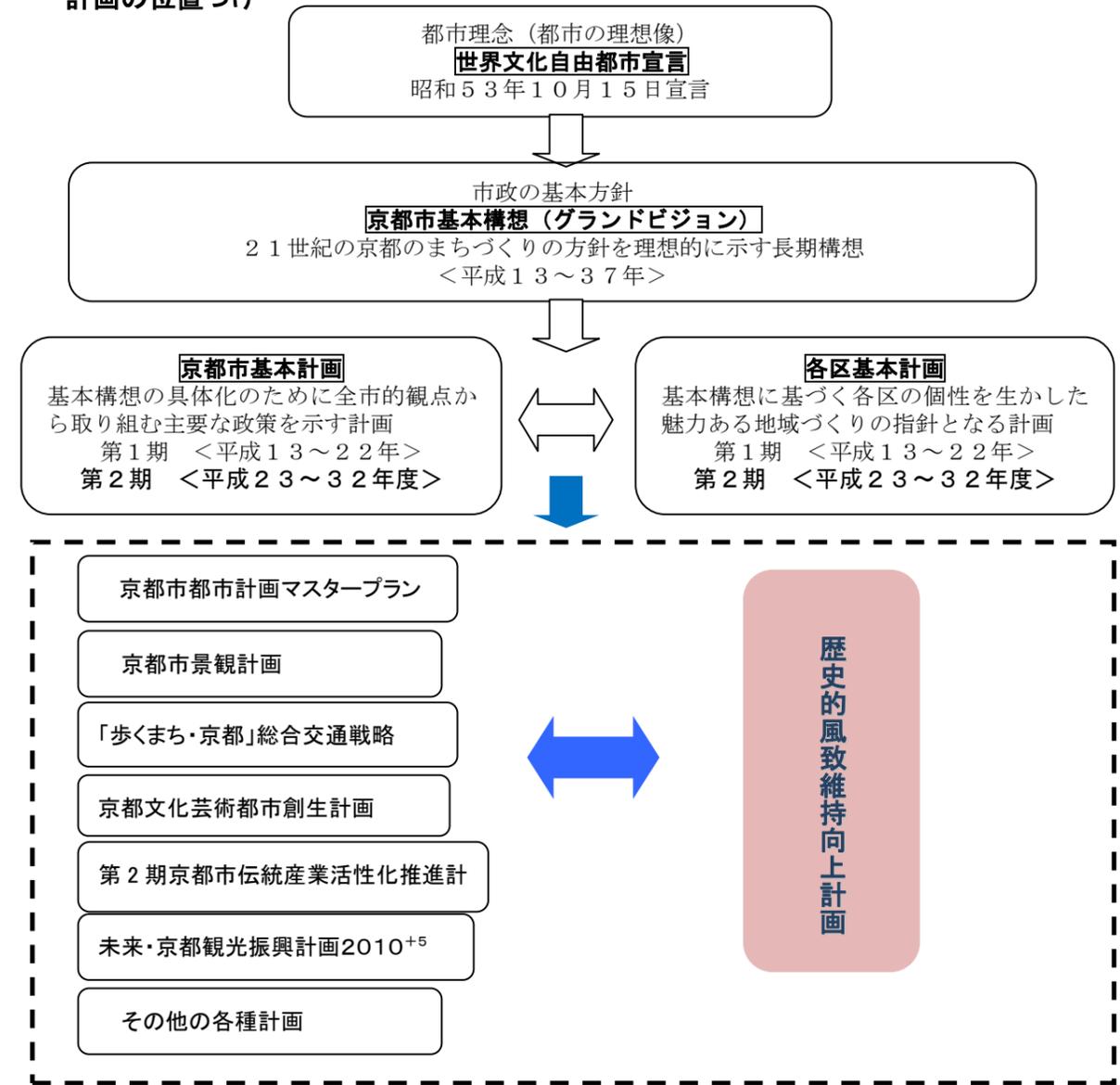
旧 (P3-30)

「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」(2012~2016)
 「未来・京都観光振興計画2010⁺⁵」(2010~2014)
 その他の各種計画

京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、「京都市基本構想」に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想そして基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

計画の位置づけ



新 (P4-6)

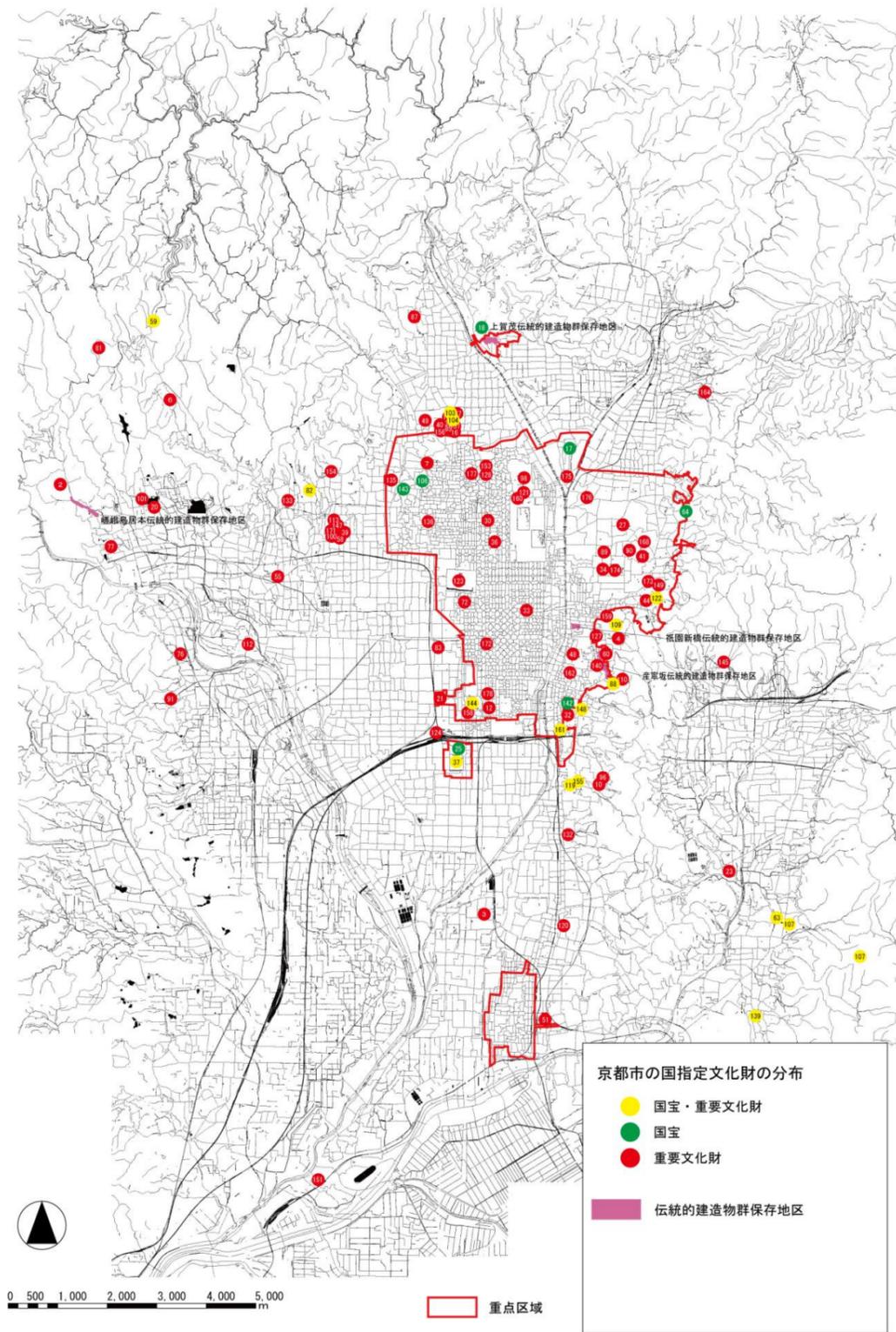


图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

旧 (P4-6)

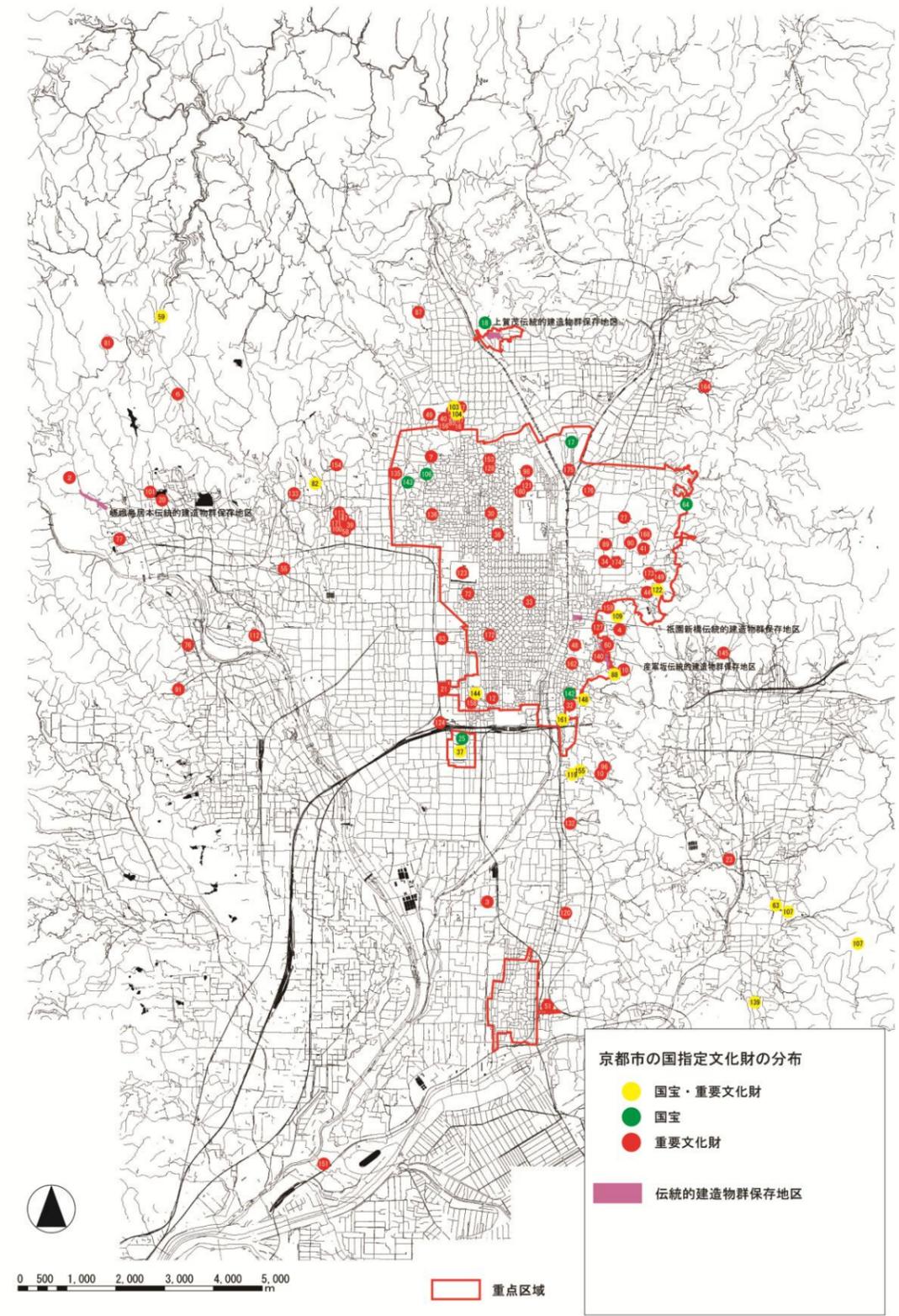


图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

新 (P4-7)

旧 (P4-7)

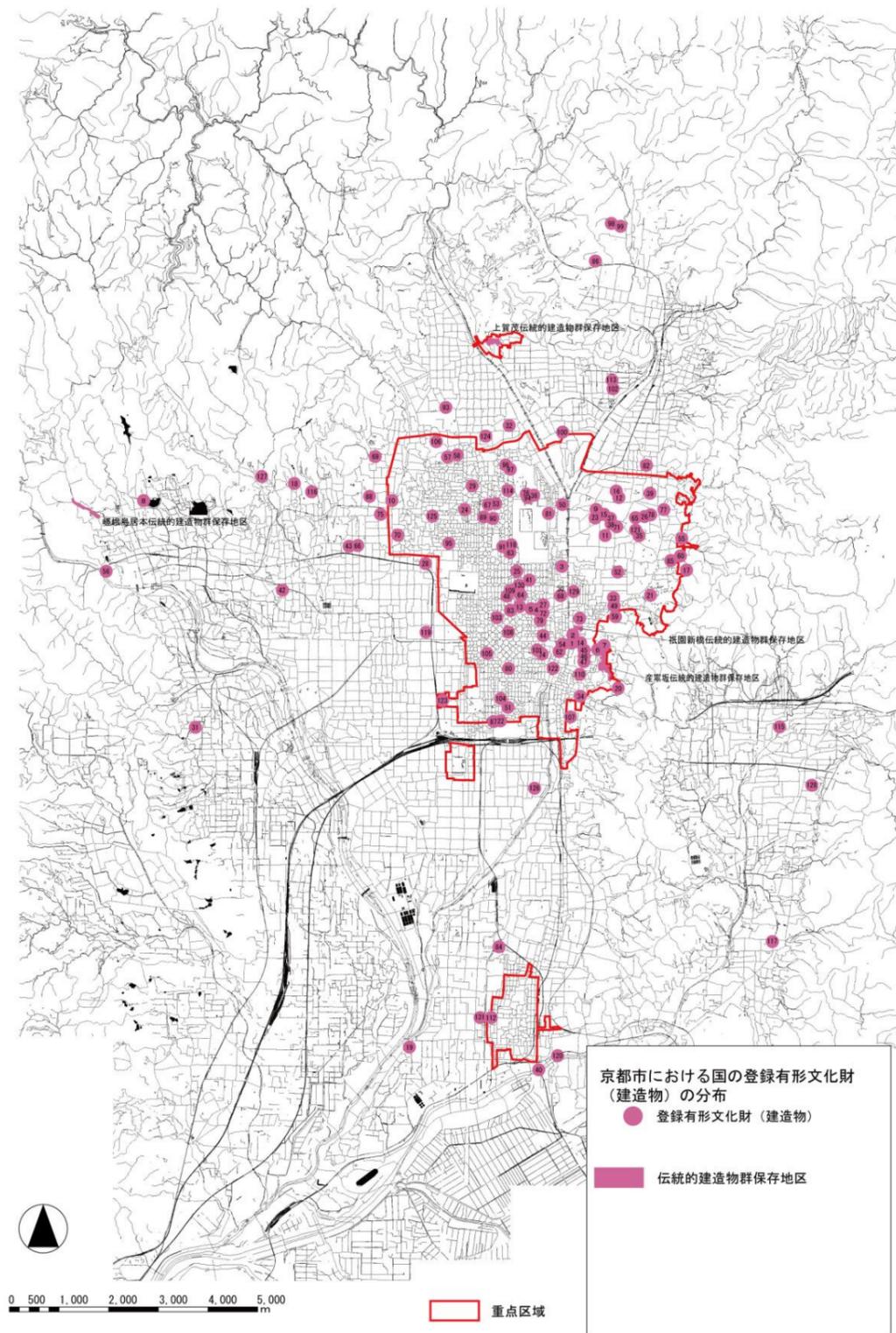
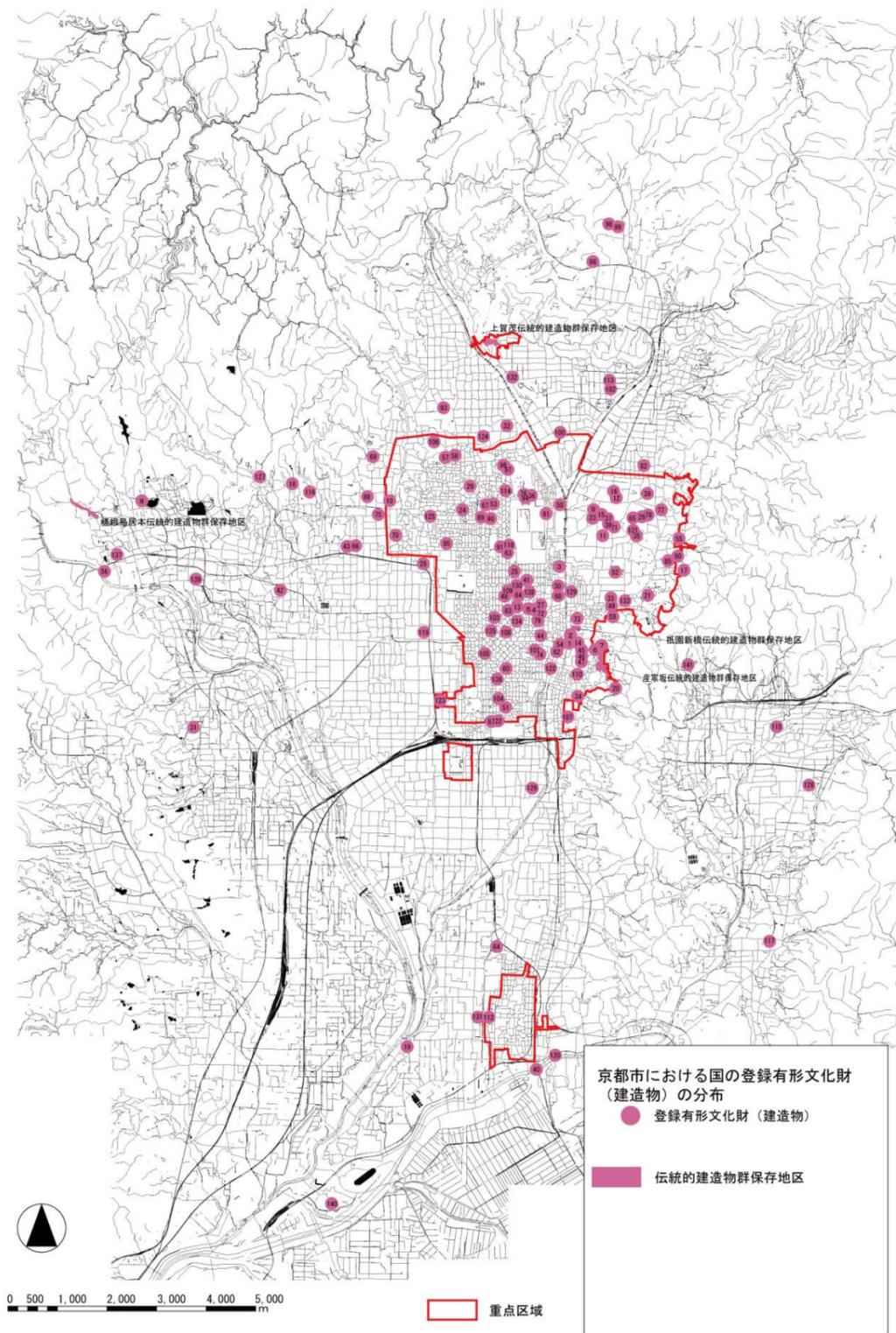


图 4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

图 4-3 「国の登録有形文化財（建造物）の分布」と重点区域

新 (P4-8)

旧 (P4-8)

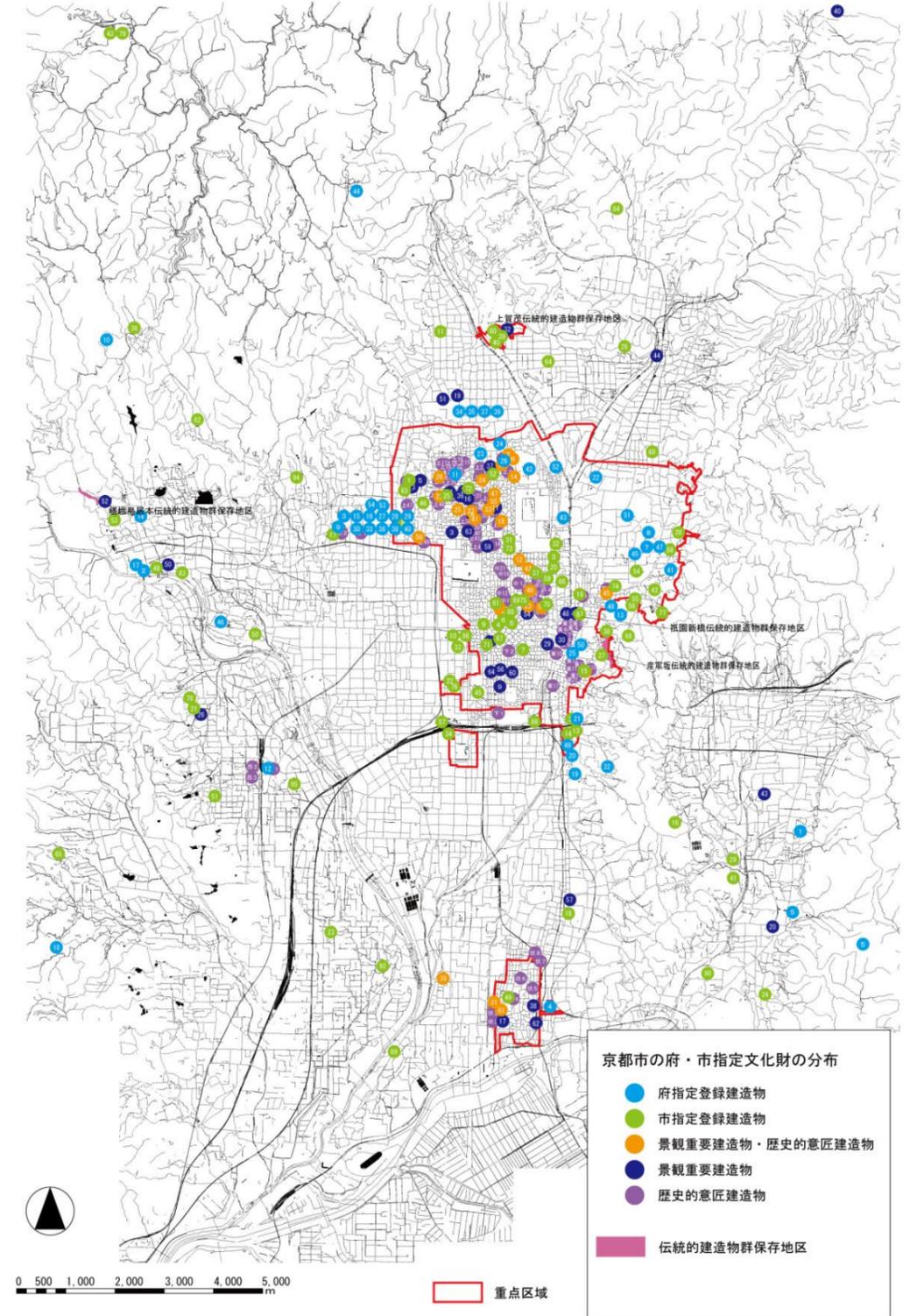
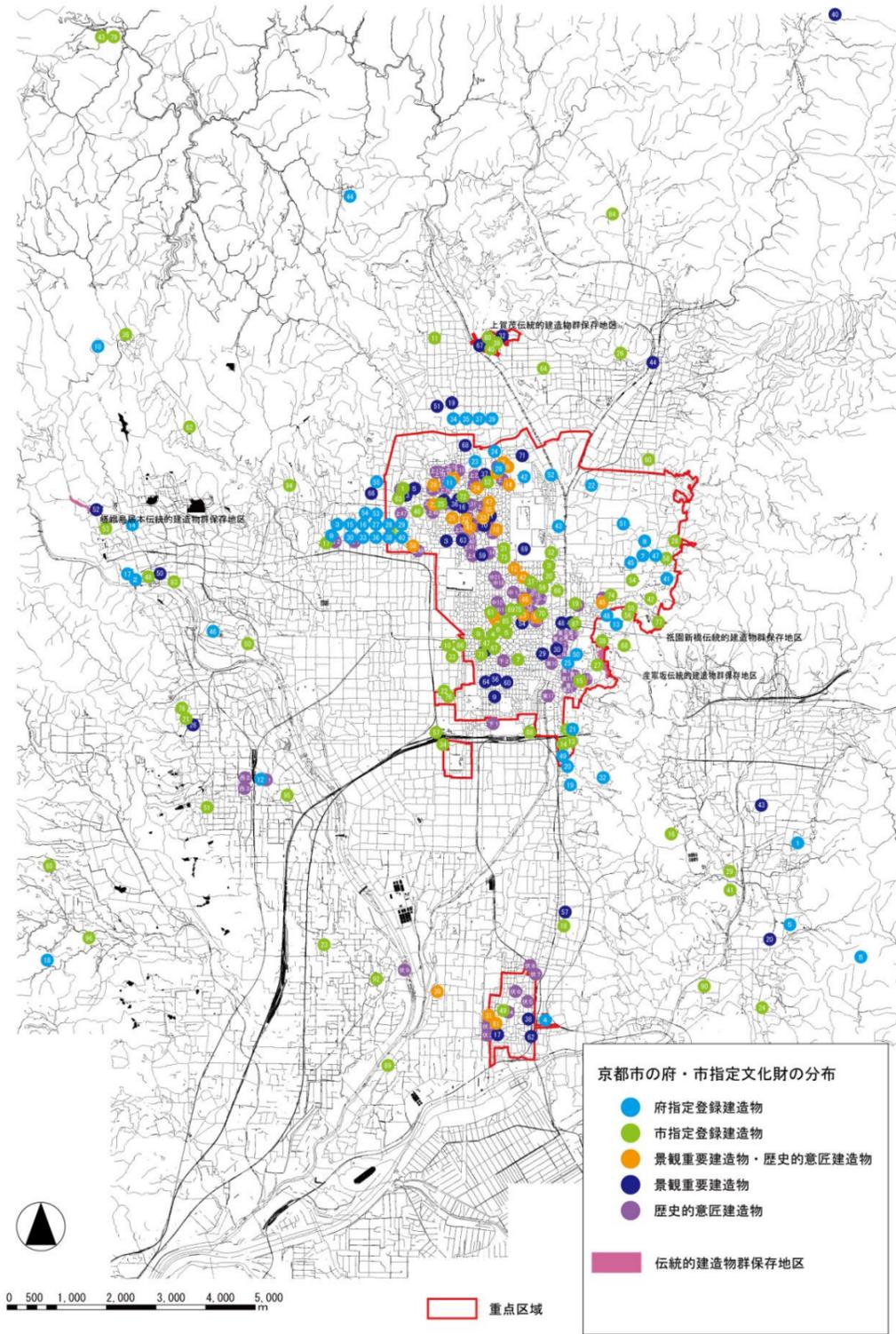


图 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

图 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新 (P4-17)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 56 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 30 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>210</u> 件	<u>56</u> 件
記念物	<u>91</u> 件	30 件
重要有形民俗文化財	3 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月 25 日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8 棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4ha の全域が史跡指定され、城内には 28 棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿

建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(7) 旧日本銀行京都支店

旧 (P4-17)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 53 件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物 30 件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦 29 基を含む 2 件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の 2 地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	<u>206</u> 件	<u>53</u> 件
記念物	<u>90</u> 件	30 件
重要有形民俗文化財	3 件	2 件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2 地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月 25 日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8 棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4ha の全域が史跡指定され、城内には 28 棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿

建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(7) 旧日本銀行京都支店

新 (P4-19)

づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財 14 件、府登録文化財 4 件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築 17 件、近代洋風建築 1 件である。記念物としては、府指定文化財 2 件（名勝、天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財 30 件、市登録文化財 10 件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築 15 件、近代洋風建築 11 件、近代和風建築 2 件、町家 10 件、その他 2 件となっている。

また記念物としては、市指定文化財 18 件、市登録文化財 6 件が指定・登録されている。これらは、史跡 7 件、名勝 13 件、天然記念物 4 件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財 4 件、登録有形民俗文化財 1 件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	<u>333</u> 件	<u>234</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>49</u> 件	<u>15</u> 件
府登録文化財（建造物）	<u>7</u> 件	<u>4</u> 件
府指定記念物	6 件	2 件
市指定文化財（建造物）	68 件	<u>29</u> 件
市登録文化財（建造物）	25 件	10 件
市指定記念物	66 件	18 件
市登録記念物	25 件	6 件
市指定有形民俗文化財	8 件	4 件
市登録有形民俗文化財	3 件	1 件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物 52 件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物 86 件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく

歴史的景観保全修景地区を 3 地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、かみのきょうこかわ 上京小川地区）、界わい景観整備地区を 4 地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

旧 (P4-19)

づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財 13 件、府登録文化財 3 件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築 15 件、近代洋風建築 1 件である。記念物としては、府指定文化財 2 件（名勝、天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財 30 件、市登録文化財 10 件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築 15 件、近代洋風建築 11 件、近代和風建築 2 件、町家 10 件、その他 2 件となっている。

また記念物としては、市指定文化財 18 件、市登録文化財 6 件が指定・登録されている。これらは、史跡 7 件、名勝 13 件、天然記念物 4 件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財 4 件、登録有形民俗文化財 1 件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	<u>317</u> 件	<u>226</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>48</u> 件	<u>14</u> 件
府登録文化財（建造物）	<u>6</u> 件	<u>3</u> 件
府指定記念物	6 件	2 件
市指定文化財（建造物）	68 件	<u>30</u> 件
市登録文化財（建造物）	25 件	10 件
市指定記念物	66 件	18 件
市登録記念物	25 件	6 件
市指定有形民俗文化財	8 件	4 件
市登録有形民俗文化財	3 件	1 件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物 53 件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物 86 件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく

歴史的景観保全修景地区を 3 地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、かみのきょうこかわ 上京小川地区）、界わい景観整備地区を 4 地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

新 (P4-20)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	71件	52件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのいで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事

旧 (P4-20)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	64件	53件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのいで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事

新 (P4-24)

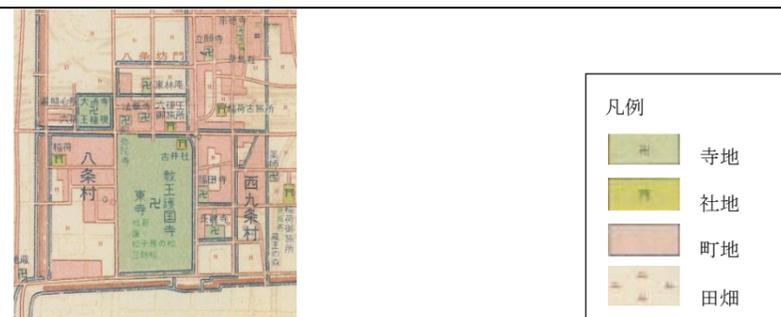


図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺（『京都の歴史 6 伝統の定着』）



図 4-14 大正4年（1915）の東寺地区周辺（『京都の歴史 8 古都の近代』）

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また、記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	210件	14件
記念物	91件	1件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺（東寺）

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のままで、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（本願寺・東寺地区（東寺地区））指定している。

旧 (P4-24)

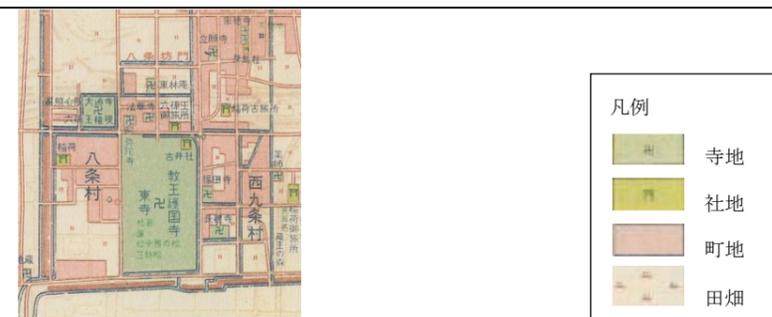


図 4-13 天明・文化期の東寺地区周辺（『京都の歴史 6 伝統の定着』）



図 4-14 大正4年（1915）の東寺地区周辺（『京都の歴史 8 古都の近代』）

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また、記念物1件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	206件	14件
記念物	90件	1件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

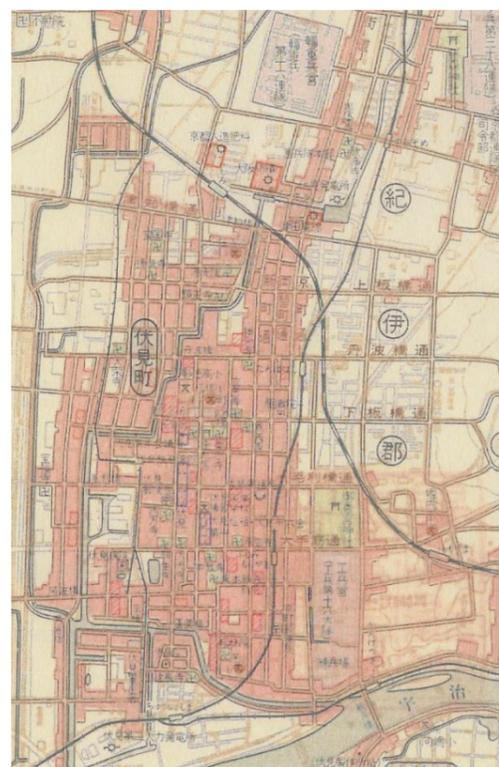
(7) 教王護国寺（東寺）

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のままで、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（本願寺・東寺地区（東寺地区））指定している。

新 (P4-29)



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	学校
	田畑

図 4-18 大正 4 年 (1915) の伏見地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	<u>210</u> 件	2 件

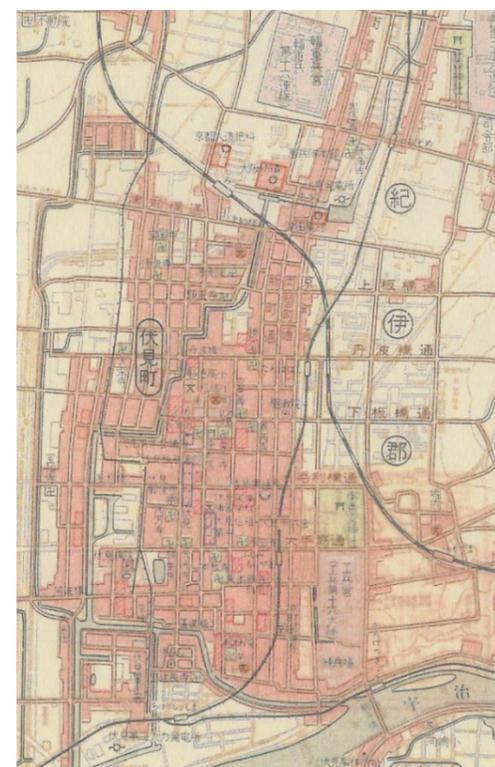
当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

旧 (P4-29)



凡例	
	寺地
	社地
	町地
	学校
	田畑

図 4-18 大正 4 年 (1915) の伏見地区周辺 (『京都の歴史 8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物 2 件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市、地区内の指定件数

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	<u>206</u> 件	2 件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

新 (P4-30)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	333件	8件
府指定文化財（建造物）	49件	1件
市指定文化財（建造物）	68件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物5件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	71件	5件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうび 上卯日	おゆみはじめ 御弓始 神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

旧 (P4-30)

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	317件	8件
府指定文化財（建造物）	48件	1件
市指定文化財（建造物）	68件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物5件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	64件	4件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうび 上卯日	おゆみはじめ 御弓始 神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

新 (P4-35)

エ 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物1件，京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	71件	1件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭，時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

旧 (P4-35)

エ 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物1件，京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	64件	1件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭，時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

新 (P5-10)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。

歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約284.8ha(平成25年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

旧 (P5-10)

3 古都保存行政との連携

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))

京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。

歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。

これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。

歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。

歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

本市では、約282.5ha(平成24年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。

新 (P7-4)

イ おがわどおり
小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H24～H28	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地内

(事業内容)

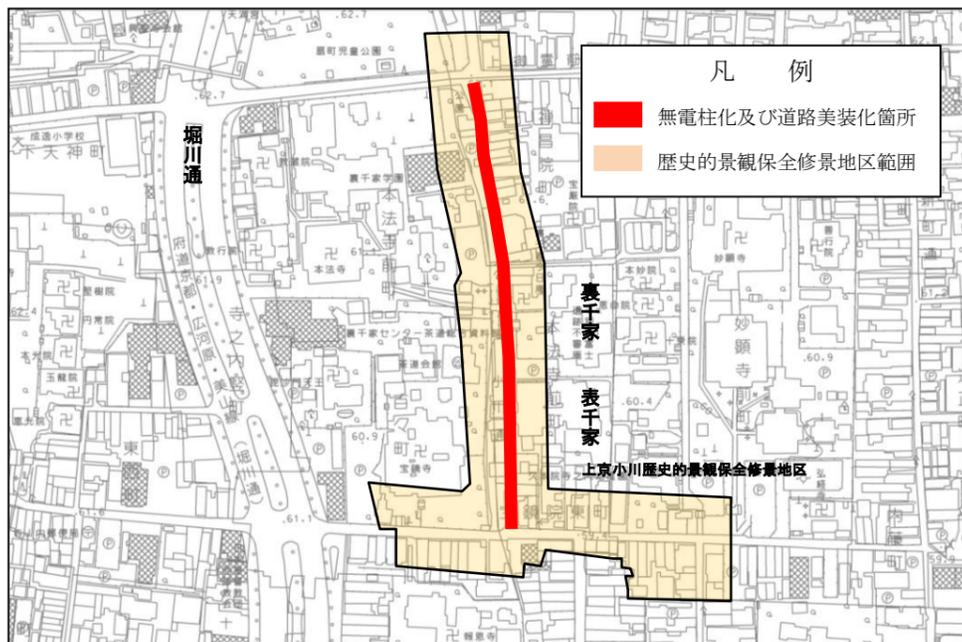
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-2 小川通



旧 (P7-4)

イ おがわどおり
小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H24～H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地内

(事業内容)

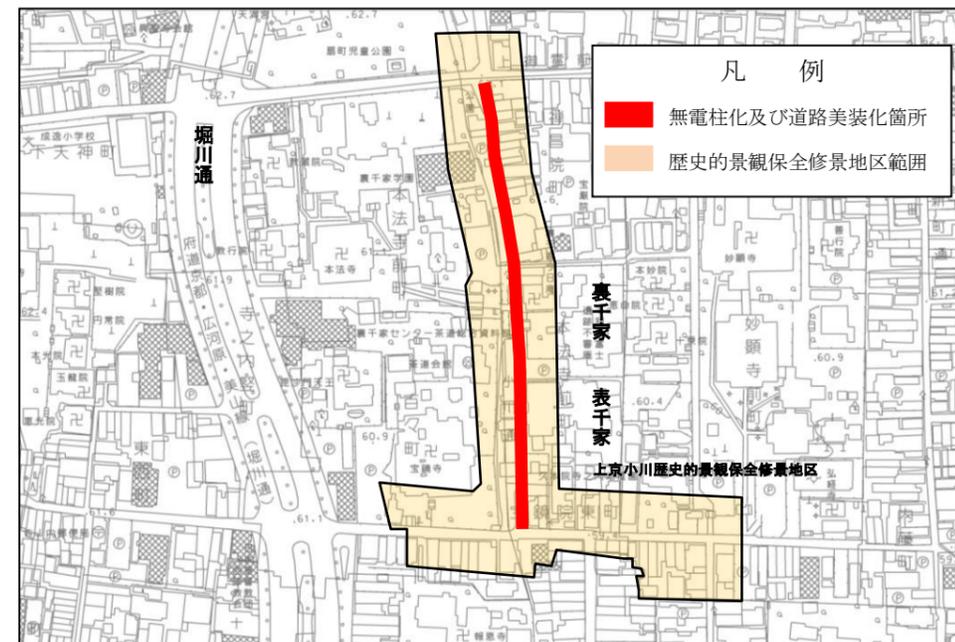
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-2 小川通



新 (P7-9)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に，その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	^{にんな} 仁和寺：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助(国土交通省)
	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	銀閣寺：H21～ ^{さがとりいもと} 嵯峨鳥居本：H23～ <u>H25</u>	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省) 嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金(内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)
^{とげつきょう} 渡月橋南詰：H24 ～ <u>H25</u>	銀閣寺 <u>H26</u> ～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)	

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

- 嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内
- 仁和寺：右京区御室小松野町他地内
- 切通し：東山区清本町他地内
- 清水寺：東山区清水一丁目他地内
- 銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内
- 嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内
- 渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など)について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完

旧 (P7-9)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に，その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	^{にんな} 仁和寺：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助(国土交通省)
	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	銀閣寺：H21～ ^{さがとりいもと} 嵯峨鳥居本：H23～ ^{とげつきょう} 渡月橋南詰：H24 ～	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省) 嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金(内閣府) H25 <u>社会資本整備総合交付金</u> 道路事業(国土交通省) 銀閣寺 <u>H25</u> ～社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

- 嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内
- 仁和寺：右京区御室小松野町他地内
- 切通し：東山区清本町他地内
- 清水寺：東山区清水一丁目他地内
- 銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内
- 嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内
- 渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など)について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完

新 (P7-13)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
名所説明立札等充実整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。

写真7-5 観光案内標識

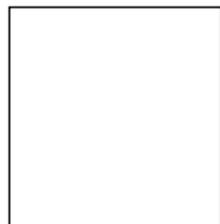
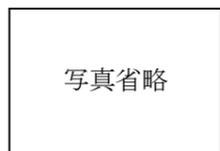
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業 <u>梅小路周辺エリア:H24社会資本整備総合交付金事業(国土交通省)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体



旧 (P7-13)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
名所説明立札等充実整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。

写真7-5 観光案内標識

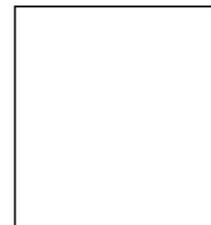
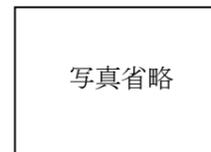
(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体



新 (P7-17)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道路整備臨時交付金補助事業（国土交通省）、H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）H24 地域自主戦略交付金（内閣府） <u>H25～社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）（国土交通省）</u>

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」

（事業内容）

【都心部（歴史的都心地区）における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。

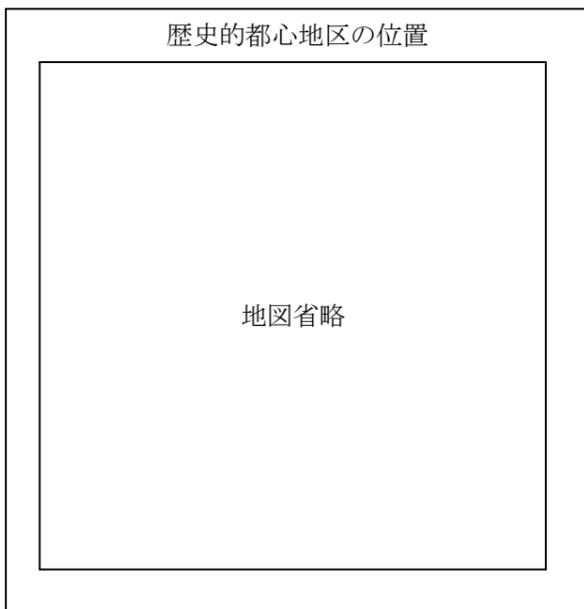
平成19年10月には、歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化などを内容とする社会実験を実施した。

平成20年度以降、四条通や河原町通など、通り別や物流に関するワーキンググループを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちかど駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区（「京なか」）にお



写真 7-6 歩いて楽しいまちなか戦略



旧 (P7-17)

(6) 交通環境・駐車場等整備

交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

ア「歩くまち・京都」の推進

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	H18～	H18～H20 地方道路整備臨時交付金補助事業（国土交通省）、H21～H22 市単独事業、H23～社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）H24 地域自主戦略交付金（内閣府）

（事業主体）京都市

（事業区域）歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」

（事業内容）

【都心部（歴史的都心地区）における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進】

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、平成18年度から四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」に取り組んでいる。

平成19年10月には、歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅や路線バス・タクシー専用化などを内容とする社会実験を実施した。

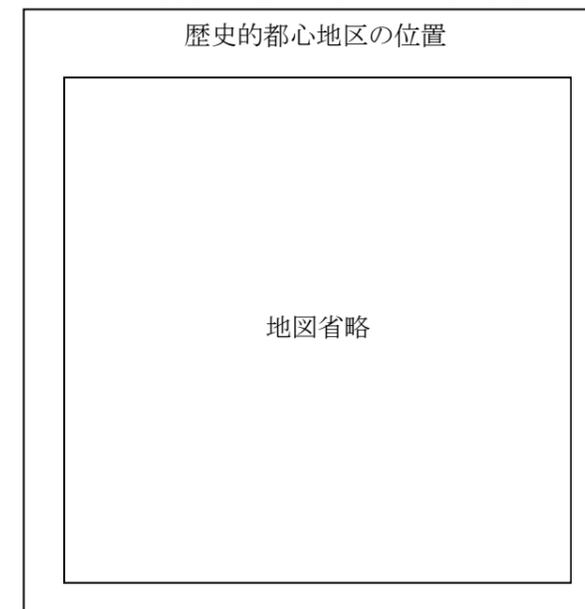
平成20年度以降、四条通や河原町通など、通り別や物流に関するワーキンググループを設置し、四条通の歩道拡幅や細街路における通過交通の抑制など、課題の解決に向けた検討を進めている。

また、平成20年度は、「まちかど駐輪場」の設置や道路案内標識の変更による迂回誘導策の実施、また、歴史的都心地区（「京なか」）にお

る賑わいの創出と公共交通の利用促進を目的とした情報誌「京なか歩く」を



写真 7-6 歩いて楽しいまちなか戦略



まち ぶっ

新 (P7-25)

(9) 都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
都市公園事業【淀城跡公園】	～H32	都市公園事業の活用を検討

(事業主体) 京都市

(事業区域) 淀城跡公園



図省略

位置図



写真省略

写真 7-11-1 淀城跡公園 1

(事業内容)

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

平成25年度に基本設計等の整備計画の策定を予定している。



写真省略

写真 7-11-2 淀城跡公園 2

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

更には、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。

旧 (P7-25)

(9) 都市公園事業

文化財周辺の歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園整備を行うことにより、地域の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを推進する。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
都市公園事業【淀城跡公園】	H25～H30	都市公園事業 (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 淀城跡公園



図省略

位置図



写真省略

写真 7-11 淀城跡公園 1

(事業内容)

京阪電鉄高架事業をはじめとする淀駅周辺地域の整備に合わせ、淀城跡の文化財としての、また、観光資源としての価値を生かした、公園の再整備を行う。

平成25年度に基本設計等の整備計画の策定を予定している。



写真省略

写真 7-12 淀城跡公園 2

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

淀城跡公園の再整備は、城跡を歴史的財産として保全するとともに、公園本来の機能に加え、交流の場、観光やレクリエーション資源、賑わい空間の創出等、地域に活力を生み出す機能を付加するものである。

更には、現在でも受け継がれている祭礼行事などの活動や、舟運を支えた城下町の歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。

新 (P7-26)

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
名勝円山公園再整備(修復)事業	H28~H30	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 円山公園



位置図



写真 7-12-1 円山公園 1



写真 7-12-2 円山公園 2

(事業内容)

明治19年(1986)に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎える。同公園は昭和6年(1931)に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成32年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成30年度の完成に向けて平成28年度より測量設計、再整備(修復)工事を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭されたこの公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。

公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備(修復)することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

新 (P7-44)

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの）について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行（昭和25年）以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	<u>(国土交通省)</u> <u>(H21 まで地域住宅交付金)</u> H22～H23 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） H24 社会資本整備総合交付金（全国防災枠）（住宅・建築物安全ストック形成事業） H25～防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

旧 (P7-44)

本事業を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの）について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行（昭和25年）以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	<u>(H21 まで地域住宅交付金)</u> <u>(国土交通省)</u> H22～H23 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） H24 社会資本整備総合交付金（全国防災枠）（住宅・建築物安全ストック形成事業） H25～防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

新 (P7-45)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	<u>(国土交通省)</u> <u>(H21 まで地域住宅交付金)</u> H22～H23 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業/提案事業） H24 社会資本整備総合交付金（効果促進事業） H25～防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） <u>(京都府)</u> 京都府木造住宅耐震改修事業

(事業主体) 京町家等の居住者，居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため，地震に対して安全でないと診断された京町家等，景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で，耐震改修を行う方に対し，その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24～	<u>(国土交通省)</u> H24 社会資本整備総合交付金（住宅建築物安全ストック形成事業） H25～防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）

(事業主体) 木造住宅の居住者，居住予定者，所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅（京町家等を含む。以下同じ）の耐震化を促進するため，地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し，一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成，設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	<u>(国土交通省)</u> H24 社会資本整備総合交付金（効果促進事業） H25～防災・安全交付金（効果促進事業）

(事業主体) 木造住宅の居住者，居住予定者，所有者又は所有予定者

旧 (P7-45)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	<u>(H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省)</u> H22～H23 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業/提案事業） H24 社会資本整備総合交付金（効果促進事業） H25～防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） <u>京都府木造住宅耐震改修事業 (京都府)</u> <u>社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業)</u> <u>(H21 まで地域住宅交付金) (国土交通省)</u> 京都府木造住宅耐震改修事業 <u>(京都府)</u>

(事業主体) 京町家等の居住者，居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため，地震に対して安全でないと診断された京町家等，景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で，耐震改修を行う方に対し，その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24～	H24 社会資本整備総合交付金（住宅建築物安全ストック形成事業） H25～防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）

(事業主体) 木造住宅の居住者，居住予定者，所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅（京町家等を含む。以下同じ）の耐震化を促進するため，地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し，一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成，設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	H24～	H24 社会資本整備総合交付金 <u>(全国防災枠)</u> （効果促進事業） H25～防災・安全交付金（効果促進事業）

(事業主体) 木造住宅の居住者，居住予定者，所有者又は所有予定者

新 (P7-49)

ス 京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

セ 空き家対策推進事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
空き家対策推進事業	H26～	防災・安全交付金

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

平成26年4月1日施行の「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

ソ 歴史的景観の保全に関する検証事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的景観の保全に関する検証事業	H26～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

旧 (P7-49)

ス 京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度	H23～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけではなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-50)

(事業内容)

近年、これまで不変なものと考えられていた寺社に変化が生じるケースや寺社周辺に規制の範囲内とはいえ周辺とはスケール感が異なる建物が建設されるケース、世界遺産のバッファゾーンにおいて宅地開発計画が行われるなど、京都の貴重な資産である歴史的な景観が失われる事象が相次いでいる。

このようなことから、世界に誇る京都の優れた景観の保全を更に強力に推進するため、京都の景観上、重要な要素となる世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を具体化するとともに、景観重要建造物等への指定候補リストを作成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な景観の重要な要素である寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する様々な課題を詳細に把握し、これまで以上に実効性のある保全措置を立案、効果を検証することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

また、景観上重要な要素である寺院や神社、近代建築物などを景観重要建造物等への指定を行うとともに、修理・修景補助を実施することにより、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

タ 京町家魅力発信事業

<u>事業名</u>	<u>事業期間</u>	<u>備考 (国の支援事業等について)</u>
<u>京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメントへ～</u>	<u>H27</u>	<u>市単独事業</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 京都市全域

(事業内容)

京町家の魅力を伝える短編の映像作品を広く募集し、優秀作品を表彰することにより京町家保全再生の機運を高める。さらに、優秀作品を情報発信ツールとして活用し、幅広い層に京町家の魅力を伝えることで空き家の利活用や新たな需要層の掘り起こし、観光振興等につなげる。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京町家の魅力を伝える映像を発信することで、年々減少する京町家の保全・活用につながり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-51)

(2) 自然・歴史的景観の保全

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業	S42～	<u>社会資本整備総合交付金(古都保存事業)(国土交通省)</u>
歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業	S49～	<u>社会資本整備総合交付金(古都保存事業)(国土交通省)</u>
歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理	S42～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 歴史的風土特別保存地区

(事業内容)

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(昭和41年4月15日施行)第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となったため、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、土地所有者から当該土地の買入れの申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものについて、買入れを行っている。

また、歴史的風土特別保存地区内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備を行っていく。

さらに、同法第12条に基づき、買入れた土地の歴史的風土を維持保存するため適正に管理を行っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都には、歴史的に重要な建物や史跡等が、周囲の自然環境と一体となって古都における伝統と文化が感じられる景観を形成している地域が多数存在する。このため、京都市では、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域を歴史的風土保存区域に指定し、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。

それらの地区において現状変更行為を厳しく規制し、買入れを行うとともに、適切な維持管理を行うことが、伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなる。そして、ひいては自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進することにつながる。



写真 7-26 歴史的風土保存地区 空撮

旧 (P7-50)

(2) 自然・歴史的景観の保全

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業	S42～	<u>古都保存統合補助事業(国土交通省)</u>
歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業	S49～	<u>古都保存統合補助事業(国土交通省)</u>
歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理	S42～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 歴史的風土特別保存地区

(事業内容)

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(昭和41年4月15日施行)第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となったため、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、土地所有者から当該土地の買入れの申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものについて、買入れを行っている。

また、歴史的風土特別保存地区内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備を行っていく。

さらに、同法第12条に基づき、買入れた土地の歴史的風土を維持保存するため適正に管理を行っていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都には、歴史的に重要な建物や史跡等が、周囲の自然環境と一体となって古都における伝統と文化が感じられる景観を形成している地域が多数存在する。このため、京都市では、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域を歴史的風土保存区域に指定し、その中で特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。

それらの地区において現状変更行為を厳しく規制し、買入れを行うとともに、適切な維持管理を行うことが、伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなる。そして、ひいては自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進することにつながる。

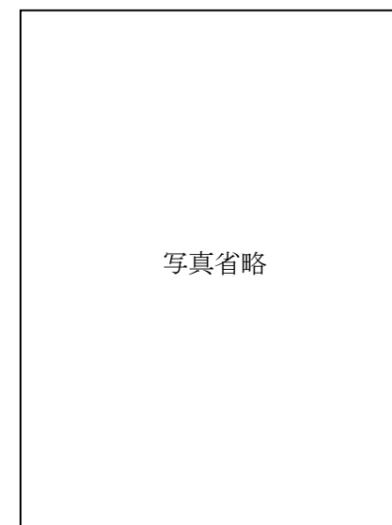


写真 7-26 歴史的風土保存地区 空撮

新 (P7-63)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

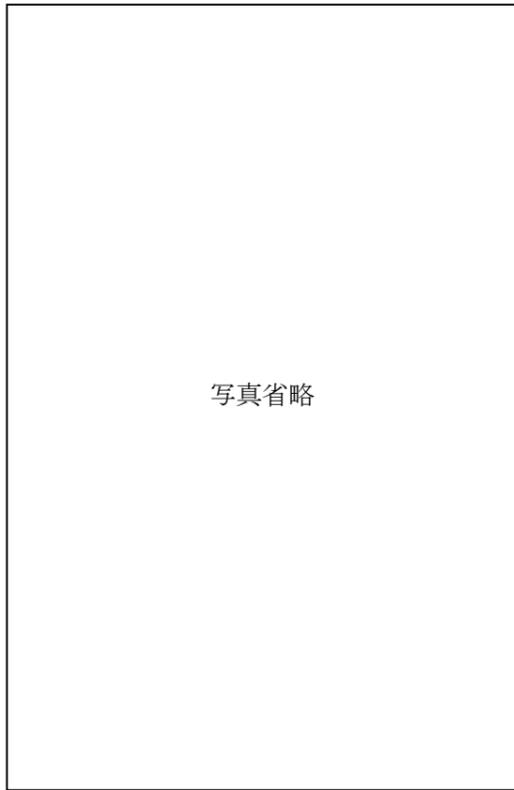
京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真省略

写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

(事業主体)

公益財団法人 京都伝統産業交流センター

旧 (P7-62)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

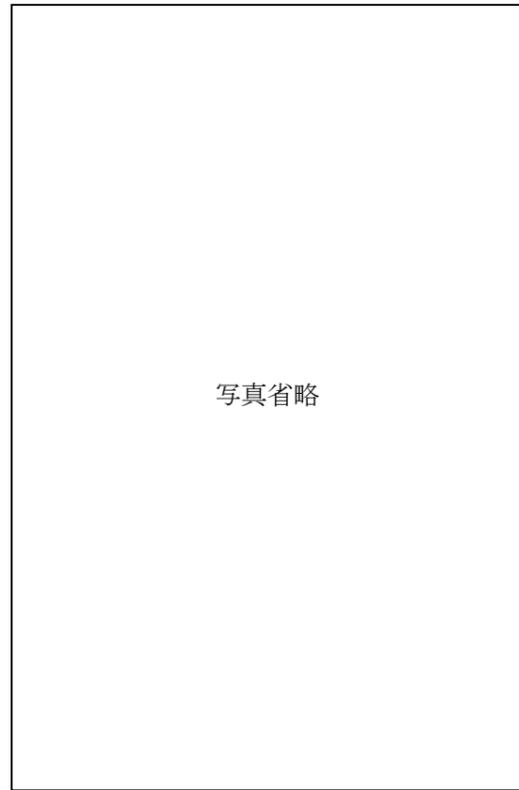
京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真省略

写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

(事業主体)

公益財団法人 京都伝統産業交流センター

新 (P7-66~67)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(オ) 京もの市場の開拓

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちなちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの海外市場開拓事業	H24	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

「京もの」の魅力が強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの海外進出支援事業	H27～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

海外アドバイザーの指導のもと、パリ市のインキュベーション施設「アトリエ・ド・パリ」所属のデザイナーとともに、海外の現地ニーズに合った商品を開発し、海外市場の開拓を支援する「京都コンテンツラバー」、京都の伝統技術やものづくり技術が用いられた素材(例 西陣織、京唐紙)の海外市場の開拓を希望する事業者を支援する「京都コネクション」の2事業を展開する。

旧 (P7-64)

平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(オ) 京もの市場の開拓

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 首都圏他

(事業内容)

国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちなちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京もの海外市場開拓事業	H24	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 海外

(事業内容)

「京もの」の魅力が強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

新 (P7-74)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 上京区
(事業内容)

上京区は、平安遷都以来1200年を超える長い歴史に培われた伝統や文化が集積されたまちであり、京都はもとより日本の歴史・文化の宝庫でもある。この豊かな歴史・文化、特に伝統文化について、幼いころから触れることや体験することを通じて理解を深めるとともに地域に対する愛着心を醸成するため、「上京区の伝統文化をまるごと体験！！」講座を実施する。

上京区内の小中学生を対象に、上京の伝統文化ー茶道、能、香道、和菓子、和楽器ーについて、子供たちが実際に体験し、直接触れることやその歴史の話聞く中で、理解や知識を深める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子供たちが、地域の伝統文化の深さを体感し、地域の伝統文化についての理解や知識を深めることで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ケ) 東山区民ふれあい文化財鑑賞会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
東山区民ふれあい文化財鑑賞会	S58～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区内の複数の寺院を歩いて巡り、史跡や文化財を鑑賞することにより、文化に対する関心を深め、歴史と文化財の宝庫である東山区のすばらしさを再発見することを通して、交流とふれあいを深める。

事業実施に当たっては、各種市民団体の協力を得、ボランティア等によるガイド等も行う。



写真 7-34 東山区民ふれあい文化鑑賞会 1



写真 7-35 東山区民ふれあい文化鑑賞会 2

旧 (P7-72~73)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 上京区
(事業内容)

上京区は、平安遷都以来1200年を超える長い歴史に培われた伝統や文化が集積されたまちであり、京都はもとより日本の歴史・文化の宝庫でもある。この豊かな歴史・文化、特に伝統文化について、幼いころから触れることや体験することを通じて理解を深めるとともに地域に対する愛着心を醸成するため、「上京区の伝統文化をまるごと体験！！」講座を実施する。

上京区内の小中学生を対象に、上京の伝統文化ー茶道、能、香道、和菓子、和楽器ーについて、子供たちが実際に体験し、直接触れることやその歴史の話聞く中で、理解や知識を深める。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史・文化を継承していく子供たちが、地域の伝統文化の深さを体感し、地域の伝統文化についての理解や知識を深めることで、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(ケ) 東山区ふれあい文化財鑑賞会

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
東山区ふれあい文化財鑑賞会	S58～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区内の複数の寺院を歩いて巡り、史跡や文化財を鑑賞することにより、文化に対する関心を深め、歴史と文化財の宝庫である東山区のすばらしさを再発見することを通して、交流とふれあいを深める。

事業実施に当たっては、各種市民団体の協力を得、ボランティア等によるガイド等も行う。



写真 7-34 東山区ふれあい文化鑑賞会 1



写真 7-35 東山区ふれあい文化鑑賞会 2

新 (P8-12)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

5 2	滋賀邸 (景観重要建造物)		京都市上京区寺之内通千本東入二丁目新猪熊東町 342 番	
5 3	俵屋旅館		京都市中京区麩屋町通御池下る中白山町 280 番他	
5 4	青木邸		京都市中京区富小路通三条上る福長町 110 番	
5 5	中川織物		京都市上京区上御霊前通新町東入継孝院町 75 番	
5 6	鮎鶴		京都市下京区木屋町通松原上る美濃屋町 180 番 1 (一部) 他	
5 7	創庵 (景観重要建造物)		京都市上京区大宮通鞍馬口下る筋違橋町 576 番	

旧 (P8-12)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

5 2	滋賀邸		京都市上京区寺之内通千本東入二丁目新猪熊東町 342 番	
5 3	俵屋旅館		京都市中京区麩屋町通御池下る中白山町 280 番他	
5 4	中川織物		京都市上京区上御霊前通新町東入継孝院町 75 番	
5 5	鮎鶴		京都市下京区木屋町通松原上る美濃屋町 180 番 1 他	
5 6	青木邸		京都市中京区富小路通三条上る福長町 110 番	

新 (P8-13)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

58	藤野邸 (景観重要建造物)		京都市中京区高倉通竹屋町上る坂本町707番	
59	三上邸 (景観重要建造物)		京都市上京区油小路通上長者町下る亀屋町135番	
60	御霊神社 (上御霊神社)		京都市上京区上御霊鳥居前通鳥丸東入上御霊堅町495番他	
61	愛染工房		京都市上京区中筋通大宮西入横大宮町215番, 218番	
62	壽ビルディング		京都市下京区西木屋町通松原上る三丁目市之町251番7他	

新 (P8-14)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

63	谷村邸		京都市上京区 寺之内通堀川 西入東西町 377番	
----	-----	--	-----------------------------------	--

新 (P 資料-15)

写真 7-10	防災水利整備事業 2	
写真 7- 11 -1	淀城跡公園 1	
写真 7- 11 -2	淀城跡公園 2	
写真 7-12 -1	円山公園 1	
写真 7-12 -2	円山公園 2	
写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)	
写真 7-13-2	旧三井家下鴨別邸	
写真 7-14-1	岩倉具視幽棲旧宅 (歴史的建造物の保存・再生事業)	
写真 7-14-2	名勝無鄰庵庭園	
写真 7-15	長江家住宅 (京都市指定文化財)	
写真 7-16	黄桜酒蔵	
写真 7-17	吉田宗兵衛邸	
写真 7-18	鳥彌三	
写真 7-19	佐々木邸	
写真 7-20	上七軒歌舞練場	
写真 7-21	月桂冠旧本社	
写真 7-22	山中油店	
写真 7-23	胡乱座	
写真 7-24-1	京都会館	
写真 7-24-2	京都会館	
写真 7-24-3	神宮道	
写真 7-25-1	京町家まちづくり調査 1	
写真 7-25-2	京町家まちづくり調査 2	
写真 7-26	歴史的風土保存地区 空撮	
写真 7-27	屋外広告物の簡易除却	
写真 7-28	伝統産業の日	
写真 7-29	京都市伝統産業ふれあい館	
写真 7-30	五感で感じる和の文化事業	撮影：大島拓也
写真 7-31	市民狂言会	撮影：清水俊洋
写真 7-32	伝統文化体験総合推進事業 1	
写真 7-33	伝統文化体験総合推進事業 2	
写真 7-34	東山区民ふれあい文化鑑賞会 1	
写真 7-35	東山区民ふれあい文化鑑賞会 2	

旧 (P 資料-15)

写真 7-10	防災水利整備事業 2	
写真 7- 11	淀城跡公園 1	
写真 7- 12	淀城跡公園 2	
写真 7-13	二条城 (歴史的建造物の保存・再生事業)	
写真 7-13-2	旧三井家下鴨別邸	
写真 7-14-1	岩倉具視幽棲旧宅 (歴史的建造物の保存・再生事業)	
写真 7-14-2	名勝無鄰庵庭園	
写真 7-15	長江家住宅 (京都市指定文化財)	
写真 7-16	黄桜酒蔵	
写真 7-17	吉田宗兵衛邸	
写真 7-18	鳥彌三	
写真 7-19	佐々木邸	
写真 7-20	上七軒歌舞練場	
写真 7-21	月桂冠旧本社	
写真 7-22	山中油店	
写真 7-23	胡乱座	
写真 7-24-1	京都会館	
写真 7-24-2	京都会館	
写真 7-24-3	神宮道	
写真 7-25-1	京町家まちづくり調査 1	
写真 7-25-2	京町家まちづくり調査 2	
写真 7-26	歴史的風土保存地区 空撮	
写真 7-27	屋外広告物の簡易除却	
写真 7-28	伝統産業の日	
写真 7-29	京都市伝統産業ふれあい館	
写真 7-30	五感で感じる和の文化事業	撮影：大島拓也
写真 7-31	市民狂言会	撮影：清水俊洋
写真 7-32	伝統文化体験総合推進事業 1	
写真 7-33	伝統文化体験総合推進事業 2	
写真 7-34	東山区ふれあい文化鑑賞会 1	
写真 7-35	東山区ふれあい文化鑑賞会 2	

新 (P別表-11)

	種別	名称	所在地	告示年月日
123	重要文化財	二条城二之丸:東大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:桃山門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:南中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:鳴子門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城本丸:御殿玄関	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御書院	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御常御殿	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿台所及び雁之間	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:櫓門[附 袖塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
124	重要文化財	梅小路機関車庫	下京区観喜寺町	平 16.12.10
127	重要文化財	八坂神社石鳥居[石造明神鳥居]	東山区祇園町北側	大 2.4.14
	重要文化財	八坂神社本殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社末社蛭子社社殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社楼門	東山区祇園町北側	明 41.4.23
128	重要文化財	表千家祖堂	上京区小川通寺之内上る本法寺前町 597	昭 51.5.20
132	重要文化財	伏見稲荷大社御茶屋	伏見区深草藪ノ内町	昭 2.4.25
	重要文化財	伏見稲荷大社本殿	伏見区深草藪ノ内町	明 42.4.5
	重要文化財	伏見稲荷大社権殿	伏見区深草藪之内町	平 26.1.27
	重要文化財	伏見稲荷大社外拝殿	伏見区深草藪之内町	平 26.1.27
	重要文化財	伏見稲荷大社楼門	伏見区深草藪之内町	平 26.1.27
	重要文化財	伏見稲荷大社南北廻廊(2棟)	伏見区深草藪之内町	平 26.1.27
	重要文化財	伏見稲荷大社奥宮	伏見区深草藪之内町	平 26.1.27
	重要文化財	伏見稲荷大社白狐社 (附 両宮社, 五社相殿, 荷田社, 長者社, 藤尾社, 熊野社, 城州稲荷社御修復御入用金高目録帳)	伏見区深草藪之内町	平 26.1.27
133	重要文化財	福王子神社鳥居[石造明神鳥居]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
	重要文化財	福王子神社拝殿	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2

旧 (P別表-11)

	種別	名称	所在地	告示年月日
123	重要文化財	二条城二之丸:東大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:東南隅櫓北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:桃山門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:南中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北大手門[附 多門塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北中仕切門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:北方多門塀	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城二之丸:鳴子門	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
	重要文化財	二条城本丸:御殿玄関	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御書院	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿御常御殿	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:御殿台所及び雁之間	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 19.9.5
	重要文化財	二条城本丸:櫓門[附 袖塀]	中京区二条通堀川西入る二条城町	昭 14.10.28
124	重要文化財	梅小路機関車庫	下京区観喜寺町	平 16.12.10
127	重要文化財	八坂神社石鳥居[石造明神鳥居]	東山区祇園町北側	大 2.4.14
	重要文化財	八坂神社本殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社末社蛭子社社殿	東山区祇園町北側	明 44.4.17
	重要文化財	八坂神社楼門	東山区祇園町北側	明 41.4.23
128	重要文化財	表千家祖堂	上京区小川通寺之内上る本法寺前町 597	昭 51.5.20
132	重要文化財	伏見稲荷大社御茶屋	伏見区深草藪ノ内町	昭 2.4.25
	重要文化財	伏見稲荷大社本殿	伏見区深草藪ノ内町	明 42.4.5
133	重要文化財	福王子神社鳥居[石造明神鳥居]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
	重要文化財	福王子神社拝殿	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
	重要文化財	福王子神社本殿[附 棟札 1 枚・石燈籠 2 基]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
135	重要文化財	平野神社本殿[第一・二殿/附 棟札 2 枚]	北区平野宮本町	大 11.4.13
	重要文化財	平野神社本殿[第三・四殿]	北区平野宮本町	大 11.4.13
136	重要文化財	報土寺表門	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
	重要文化財	報土寺本堂[附 棟札 1 枚]	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
137	重要文化財	宝篋印塔(鶴の塔)[石造宝篋印塔]	上京区御車道清和院口上る梶井町 448-4	昭 36.6.7
138	重要文化財	峰定寺仁王門[附 棟札 8 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18
	重要文化財	峰定寺本堂及び供水所[附 棟札 7 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18

新 (P別表-12)

	種別	名称	所在地	告示年月日
133	重要文化財	福王子神社本殿[附 棟札 1 枚・石燈籠 2 基]	右京区宇多野福王子町	昭 48.6.2
135	重要文化財	平野神社本殿[第一・二殿/附 棟札 2 枚]	北区平野宮本町	大 11.4.13
	重要文化財	平野神社本殿[第三・四殿]	北区平野宮本町	大 11.4.13
136	重要文化財	報土寺表門	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
	重要文化財	報土寺本堂[附 棟札 1 枚]	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町	昭 60.5.18
137	重要文化財	宝篋印塔(鶴の塔)[石造宝篋印塔]	上京区御車道清和院口上る梶井町 448-4	昭 36.6.7
138	重要文化財	峰定寺仁王門[附 棟札 8 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18
	重要文化財	峰定寺本堂及び供水所[附 棟札 7 枚]	左京区花背原地町	明 37.2.18
139	国宝	法界寺阿弥陀堂[国宝]	伏見区日野西大道町	昭 26.6.9
	重要文化財	法界寺本堂(薬師堂)	伏見区日野西大道町	明 42.4.5
140	重要文化財	法観寺五重塔(八坂塔)	東山区八坂通下河原東入八坂上町	明 30.12.28
142	国宝	豊国神社唐門[国宝]	東山区大和大路通正面東入	昭 28.3.21
143	重要文化財	北野天満宮廻廊(左廊・右廊)	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮後門	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮中門[附 左右袖塀 2 棟]	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮東門	上京区馬喰町	明 37.2.18
	重要文化財	北野天満宮透塀[左透塀・右透塀 2 棟/附 棟札 6 枚]	上京区馬喰町	明 31.12.28
	国宝	北野天満宮本殿、石の間、拝殿及び樂の間[国宝]	上京区馬喰町	明 30.12.28
144	重要文化財	本願寺玄関、浪之間、虎之間、太鼓之間	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 37.2.18
	国宝	本願寺黒書院及び伝廊[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 31.6.28
	国宝	本願寺書院(対面所及び白書院)[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 27.11.22
	重要文化財	本願寺鐘楼	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 43.8.29
	国宝	本願寺御影堂	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	大 2.4.14 平 26.9.18
	国宝	本願寺唐門[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 28.3.31
	重要文化財	本願寺能舞台(附橋掛)	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 43.8.29
	国宝	本願寺飛雲閣[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 26.6.9
	国宝	本願寺北能舞台[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 28.3.31
	国宝	本願寺阿弥陀堂	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	大 2.4.14 平 26.9.18
重要文化財	本願寺浴室(黄鶴台)[附 廻廊]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 41.8.1	

旧 (P別表-12)

	種別	名称	所在地	告示年月日
139	国宝	法界寺阿弥陀堂[国宝]	伏見区日野西大道町	昭 26.6.9
	重要文化財	法界寺本堂(薬師堂)	伏見区日野西大道町	明 42.4.5
140	重要文化財	法観寺五重塔(八坂塔)	東山区八坂通下河原東入八坂上町	明 30.12.28
142	国宝	豊国神社唐門[国宝]	東山区大和大路通正面東入	昭 28.3.21
143	重要文化財	北野天満宮廻廊(左廊・右廊)	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮後門	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮中門[附 左右袖塀 2 棟]	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮東門	上京区馬喰町	明 37.2.18
	重要文化財	北野天満宮透塀[左透塀・右透塀 2 棟/附 棟札 6 枚]	上京区馬喰町	明 31.12.28
	国宝	北野天満宮本殿、石の間、拝殿及び樂の間[国宝]	上京区馬喰町	明 30.12.28
144	重要文化財	本願寺玄関、浪之間、虎之間、太鼓之間	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 37.2.18
	国宝	本願寺黒書院及び伝廊[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 31.6.28
	国宝	本願寺書院(対面所及び白書院)[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 27.11.22
	重要文化財	本願寺鐘楼	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 43.8.29
	重要文化財	本願寺大師堂	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	大 2.4.14
	国宝	本願寺唐門[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 28.3.31
	重要文化財	本願寺能舞台(附橋掛)	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 43.8.29
	国宝	本願寺飛雲閣[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 26.6.9
	国宝	本願寺北能舞台[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 28.3.31
	重要文化財	本願寺本堂(阿弥陀堂)	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	大 2.4.14
重要文化財	本願寺浴室(黄鶴台)[附 廻廊]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 41.8.1	
145	重要文化財	本圀寺経蔵(輪蔵)	山科区御陵大岩町	大 14.4.24
147	重要文化財	妙心寺経蔵	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺玄関	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺庫裏[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺山門[両山廊付]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺小方丈[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺寝堂	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺大方丈	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺勅使門	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺南門[附 棟札 1 枚]	右京区花園妙心寺町	昭 42.6.15

新 (P別表-13)

	種別	名称	所在地	告示年月日
144	重要文化財	本願寺経蔵	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
	重要文化財	本願寺鐘楼	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
	重要文化財	本願寺手水所	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
	重要文化財	本願寺鼓楼	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
	重要文化財	本願寺御影堂門	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
	重要文化財	本願寺阿弥陀堂門	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
	重要文化財	本願寺総門	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
	重要文化財	(附 御成門, 目隠塀, 築地塀)	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	平 26.9.18
145	重要文化財	本圀寺経蔵(輪蔵)	山科区御陵大岩町	大 14.4.24
147	重要文化財	妙心寺経蔵	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺玄関	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺庫裏[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺山門[両山廊付]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺小方丈[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺寢堂	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺大方丈	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺勅使門	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺南門[附 棟札 1 枚]	右京区花園妙心寺町	昭 42.6.15
	重要文化財	妙心寺仏殿[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺法堂[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺北門[附 棟札 1 枚]	右京区花園妙心寺町	昭 42.6.15
	重要文化財	妙心寺浴室	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
148	重要文化財	妙法院玄関	東大路通洪谷下る妙法院前側町	大 3.4.17
	国宝	妙法院庫裏[国宝]	東大路通洪谷下る妙法院前側町	昭 32.6.18
	重要文化財	妙法院大書院	東山区東大路通洪谷下る妙法院前側町	大 3.4.17
149	重要文化財	野村碧雲荘大玄関及び能舞台	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘大書院	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘中書院	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘洋室及び書斎	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘旧館(北泉居)	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘廊下蔵	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘台所蔵	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘西門及び事務所	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19
	重要文化財	野村碧雲荘不老門	左京区南禅寺下河原町 37 番 2, 南禅寺福地町 57	平 18.12.19

旧 (P別表-12)

	種別	名称	所在地	告示年月日
139	国宝	法界寺阿弥陀堂[国宝]	伏見区日野西大道町	昭 26.6.9
	重要文化財	法界寺本堂(薬師堂)	伏見区日野西大道町	明 42.4.5
140	重要文化財	法観寺五重塔(八坂塔)	東山区八坂通下河原東入八坂上町	明 30.12.28
142	国宝	豊国神社唐門[国宝]	東山区大和大路通正面東入	昭 28.3.21
143	重要文化財	北野天満宮廻廊(左廊・右廊)	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮後門	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮中門[附 左右袖塀 2 棟]	上京区馬喰町	明 31.12.28
	重要文化財	北野天満宮東門	上京区馬喰町	明 37.2.18
	重要文化財	北野天満宮透塀[左透塀・右透塀 2 棟/附 棟札 6 枚]	上京区馬喰町	明 31.12.28
	国宝	北野天満宮本殿、石の間、拝殿及び樂の間[国宝]	上京区馬喰町	明 30.12.28
	重要文化財	本願寺玄関、浪之間、虎之間、太鼓之間	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 37.2.18
144	国宝	本願寺黒書院及び伝廊[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 31.6.28
	国宝	本願寺書院(対面所及び白書院)[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 27.11.22
	重要文化財	本願寺鐘楼	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 43.8.29
	重要文化財	本願寺大師堂	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	大 2.4.14
	国宝	本願寺唐門[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 28.3.31
	重要文化財	本願寺能舞台(附橋掛)	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 43.8.29
	国宝	本願寺飛雲閣[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 26.6.9
	国宝	本願寺北能舞台[国宝]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	昭 28.3.31
	重要文化財	本願寺本堂(阿弥陀堂)	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	大 2.4.14
	重要文化財	本願寺浴室(黄鶴台)[附 廻廊]	下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	明 41.8.1
	145	重要文化財	本圀寺経蔵(輪蔵)	山科区御陵大岩町
147	重要文化財	妙心寺経蔵	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺玄関	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺庫裏[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺山門[両山廊付]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺小方丈[附 廊下 1 棟]	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺寢堂	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺大方丈	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
	重要文化財	妙心寺勅使門	右京区花園妙心寺町	明 45.2.8
重要文化財	妙心寺南門[附 棟札 1 枚]	右京区花園妙心寺町	昭 42.6.15	

新 (P別表-16)

	種別	名称	所在地	告示年月日
173	重要文化財	清流亭寄付	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭立礼席	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭[附 正門, 裏門]	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
	重要文化財	清流亭(宅地)	左京区南禅寺下河原町 43-5	平 22.6.29
174	重要文化財	平安神宮大極殿	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮東西歩廊(2棟)	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮蒼龍楼	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮白虎楼	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮應天門	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
	重要文化財	平安神宮[附龍尾壇石段及び石積, 彩色図面]	左京区岡崎西天王町	平 22.12.24
175	重要文化財	旧三井家下鴨別邸主屋	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸玄關棟	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸茶室	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸(宅地)	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
176	重要文化財	清風荘主屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘離れ	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘土蔵	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘附属屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘詰所	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘納屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘茶屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘供待	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘袴付及び待合	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘第一中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘第二中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	重要文化財	清風荘正門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
	<u>177</u>	重要文化財	<u>本隆寺本堂(附棟札)</u>	<u>上京区智恵光院通五辻上る紋屋町</u>
	重要文化財	<u>本隆寺祖師堂(附廊下)</u>	<u>上京区智恵光院通五辻上る紋屋町</u>	<u>平 26.1.27</u>
<u>178</u>	重要文化財	<u>旧真宗信徒生命保険株式会社本館(本願寺伝道院)</u>	<u>下京区油小路通正面下る本願寺門前町玉本町 199</u>	<u>平 26.9.18</u>

旧 (P別表-15-2)

	種別	名称	所在地	告示年月日
175	重要文化財	旧三井家下鴨別邸主屋	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸玄關棟	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸茶室	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	重要文化財	旧三井家下鴨別邸(宅地)	左京区下鴨宮河町 58-2	平 23.6.20
	176	重要文化財	清風荘主屋	左京区吉田関田町 2-1
重要文化財		清風荘離れ	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘土蔵	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘附属屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘詰所	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘納屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘茶屋	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘供待	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘袴付及び待合	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘第一中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財		清風荘第二中門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9
重要文化財	清風荘正門	左京区吉田関田町 2-1	平 24.7.9	

新 (P別表-20)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	名勝	曼殊院書院庭園	左京区一乗寺竹之内町	昭 29. 3.20
80	名勝	對龍山莊庭園	左京区南禅寺福地町	昭 63.12.24
81	名勝	聚光院庭園	北区紫野大徳寺町	昭 33.6.12
82	史跡, 名勝	嵐山	右京区嵯峨, 西京区嵐山	昭 2.4.8 昭 3.2.21 昭 9.1.11
83	天然記念物	深泥池生物群集	北区上賀茂深泥池町	昭 2.6.14 昭 10.2.4
84	天然記念物	大田ノ沢のカキツバタ群落	北区上賀茂本山	昭 14.9.7
85	天然記念物	東山洪積世植物遺体包含層	東山区今熊野南日吉町	昭 18.2.19
86	名勝	御室(サクラ)	右京区御室大内	大 13.12.9
87	天然記念物	常照寺の九重ザクラ	右京区京北井戸町	昭 13.8.8
88	天然記念物	清滝川のゲンジボタル及びその生息地	右京区清滝川	昭 54.2.14
89	天然記念物	遊龍松	西京区大原野小塩町	昭 7. 4.19
90	名勝	杉本氏庭園	下京区綾小路通新町西入矢田町 116	平 23.2.7
91	名勝	東福寺本坊庭園	東山区本町 15 丁目	平 26.10.6

旧 (P別表-20)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	名勝	曼殊院書院庭園	左京区一乗寺竹之内町	昭 29. 3.20
80	名勝	對龍山莊庭園	左京区南禅寺福地町	昭 63.12.24
81	名勝	聚光院庭園	北区紫野大徳寺町	昭 33.6.12
82	史跡, 名勝	嵐山	右京区嵯峨, 西京区嵐山	昭 2.4.8 昭 3.2.21 昭 9.1.11
83	天然記念物	深泥池生物群集	北区上賀茂深泥池町	昭 2.6.14 昭 10.2.4
84	天然記念物	大田ノ沢のカキツバタ群落	北区上賀茂本山	昭 14.9.7
85	天然記念物	東山洪積世植物遺体包含層	東山区今熊野南日吉町	昭 18.2.19
86	名勝	御室(サクラ)	右京区御室大内	大 13.12.9
87	天然記念物	常照寺の九重ザクラ	右京区京北井戸町	昭 13.8.8
88	天然記念物	清滝川のゲンジボタル及びその生息地	右京区清滝川	昭 54.2.14
89	天然記念物	遊龍松	西京区大原野小塩町	昭 7. 4.19
90	名勝	杉本氏庭園	下京区綾小路通新町西入矢田町 116	平 23.2.7

新 (P別表-29)

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺樂神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
51	府指定文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23
52	府指定文化財	本満寺蓮乘院靈屋	上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町	平 25.3.19
<u>53</u>	<u>府指定文化財</u>	<u>隣華院客殿他</u>	<u>右京区花園妙心寺町</u>	<u>平 25.3.19</u>
<u>54</u>	<u>府指定文化財</u>	<u>隣祥院靈屋</u>	<u>右京区花園妙心寺町</u>	<u>平 25.3.19</u>
	<u>府登録文化財</u>	<u>隣祥院本堂他</u>	<u>右京区花園妙心寺町</u>	<u>平 25.3.19</u>
<u>55</u>	<u>府指定文化財</u>	<u>平野神社拜殿</u>	<u>北区平野宮本町</u>	<u>平 26.3.24</u>
	<u>府指定文化財</u>	<u>平野神社南門</u>	<u>北区平野宮本町</u>	<u>平 26.3.24</u>
	<u>府登録文化財</u>	<u>平野神社縣社</u>	<u>北区平野宮本町</u>	<u>平 26.3.24</u>
	<u>府登録文化財</u>	<u>平野神社中門</u>	<u>北区平野宮本町</u>	<u>平 26.3.24</u>

旧 (P別表-29)

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺樂神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
51	府指定文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23
52	府指定文化財	本満寺蓮乘院靈屋	上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町	平 25.3.19

新 (P別表-33)

	種別	名称	所在地	告示年月日
14	市指定文化財	瀧尾神社 手水舎	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
15	市指定文化財	若宮八幡宮社 本殿 附 棟札2枚	東山区五条橋東五丁目	昭 59.6.1
16	市指定文化財	山科神社本殿 附 石燈籠2基	山科区西野山岩ヶ谷町	昭 59.6.1
17	市指定文化財	今宮神社本殿 附 棟札1枚・棟札箱1個	右京区花園伊町	昭 59.6.1
18	市指定文化財	藤森神社 本殿 附 棟札 2枚	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 弊殿	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 拝所	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 東西廊(2棟) 附 透塀 1棟	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
19	市指定文化財	檀王法林寺 本堂 附 厨子1基・絵図8枚 普請関係文・書 20点(元文3年-寛延3年)	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	檀王法林寺 西門 附 普請願 1通	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	檀王法林寺 霊屋(2棟) 附 石燈籠 1基	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
20	市指定文化財	行願寺 本堂 附 厨子1基・棟札2枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	行願寺 鐘楼 附 棟札 1枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
21	市指定文化財	浄住寺 本堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	浄住寺 位牌堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	浄住寺 開山堂 附 厨子 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	浄住寺 寿塔 附 小塔 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
22	市指定文化財	輪違屋 附 高塀 1棟	下京区西新屋敷中之町	昭 59.6.1
23	市指定文化財	倉掛神社 本殿 附 棟札2枚・祈祷札1枚	南区久世東土川町	昭 60.6.1
24	市指定文化財	萱尾神社 本殿 附 棟札14枚・奉加札1枚・机甲板1枚	伏見区日野畑出町	昭 60.6.1
25	市指定文化財	浄福寺 本堂	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 釈迦堂	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 方丈	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 書院 附 車寄 1棟	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 玄関 附 渡廊下 1棟	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 鐘楼	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 南門	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 東門	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
26	市指定文化財	涌泉寺 本堂 附 題目板1枚	左京区松ヶ崎堀町	昭 60.6.1
	市指定文化財	涌泉寺生師廟(附日生行実記木札)	左京区松ヶ崎堀町	平 26.3.31

旧 (P別表-33)

	種別	名称	所在地	告示年月日
14	市指定文化財	瀧尾神社 手水舎	東山区本町十一丁目	昭 59.6.1
15	市指定文化財	若宮八幡宮社 本殿 附 棟札2枚	東山区五条橋東五丁目	昭 59.6.1
16	市指定文化財	山科神社本殿 附 石燈籠2基	山科区西野山岩ヶ谷町	昭 59.6.1
17	市指定文化財	今宮神社本殿 附 棟札1枚・棟札箱1個	右京区花園伊町	昭 59.6.1
18	市指定文化財	藤森神社 本殿 附 棟札 2枚	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 弊殿	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 拝所	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
	市指定文化財	藤森神社 東西廊(2棟) 附 透塀 1棟	伏見区深原烏居崎町	昭 59.6.1
19	市指定文化財	檀王法林寺 本堂 附 厨子1基・絵図8枚 普請関係文・書 20点(元文3年-寛延3年)	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	檀王法林寺 西門 附 普請願 1通	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	檀王法林寺 霊屋(2棟) 附 石燈籠 1基	左京区川端通三条上る法林寺門前町	昭 59.6.1
20	市指定文化財	行願寺 本堂 附 厨子1基・棟札2枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
	市指定文化財	行願寺 鐘楼 附 棟札 1枚	中京区寺町通竹屋町上る行願寺門前町	昭 59.6.1
21	市指定文化財	浄住寺 本堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	浄住寺 位牌堂	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	浄住寺 開山堂 附 厨子 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
	市指定文化財	浄住寺 寿塔 附 小塔 1基	西京区山田開キ町	昭 59.6.1
22	市指定文化財	輪違屋 附 高塀 1棟	下京区西新屋敷中之町	昭 59.6.1
23	市指定文化財	倉掛神社 本殿 附 棟札2枚・祈祷札1枚	南区久世東土川町	昭 60.6.1
24	市指定文化財	萱尾神社 本殿 附 棟札14枚・奉加札1枚・机甲板1枚	伏見区日野畑出町	昭 60.6.1
25	市指定文化財	浄福寺 本堂	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 釈迦堂	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 方丈	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 書院 附 車寄 1棟	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 玄関 附 渡廊下 1棟	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 鐘楼	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 南門	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
	市指定文化財	浄福寺 東門	上京区浄福寺通一条上る笹屋町二丁目	昭 60.6.1
26	市指定文化財	涌泉寺 本堂 附 題目板1枚	左京区松ヶ崎堀町	昭 60.6.1

新 (P別表-35)

	種別	名称	所在地	告示年月日
35	市指定文化財	養源院 鐘楼	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 中門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 表門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 通用門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 奏者所	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
	市指定文化財	養源院 内仏の間	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
36	市指定文化財	西明寺 本堂 附 棟札 1 枚	右京区梅ヶ畑禎尾町	昭 61.6.2
	市指定文化財	西明寺 表門	右京区梅ヶ畑禎尾町	昭 61.6.2
37	市指定文化財	京都ハリストス正教会 生神女福音聖堂	中京区柳馬場通二条上る六町目	昭 61.6.2
38	市指定文化財	長楽館 附 家具 30 点	東山区四条通大和大路東入祇園町南側	昭 61.6.2
39	市指定文化財	岩佐家住宅 主屋	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定文化財	岩佐家住宅 土蔵	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定文化財	岩佐家住宅 附 表門 1 棟・土塀 2 棟・塀 1 棟	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
40	市指定文化財	梅辻家住宅 附 長屋門 1 棟	北区上賀茂北大路町	昭 61.6.2
41	市指定文化財	八幡宮本殿 附 棟札 10 枚	山科区勸修寺御所ノ内町	昭 62.5.1
42	市指定文化財	天授庵 客殿 附 玄関 1 棟・棟札 1 枚	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
	市指定文化財	天授庵 表門	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
43	市指定文化財	日下部(式部)家住宅 附 普請願絵図 1 枚	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
44	市指定文化財	勝林院 本堂 附 棟札 2 枚・普請関係木札 1 枚	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
	市指定文化財	勝林院 鐘楼	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
46	市指定文化財	立本寺 本堂	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 刹堂(鬼子母神堂)	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 客殿 附 玄関 1 棟・小玄関 1 棟	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 鐘楼	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 表門	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
48	市指定文化財	臨川寺 開山堂	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定文化財	臨川寺 客殿	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定文化財	臨川寺 中門	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2

旧 (P別表-34)

	種別	名称	所在地	告示年月日
35	市指定文化財	養源院 鐘楼	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 中門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 表門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 通用門	東山区三十三間堂廻り	昭 61.6.2
	市指定文化財	養源院 奏者所	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
	市指定文化財	養源院 内仏の間	東山区三十三間堂廻り	平 3.4.1
36	市指定文化財	西明寺 本堂 附 棟札 1 枚	右京区梅ヶ畑禎尾町	昭 61.6.2
	市指定文化財	西明寺 表門	右京区梅ヶ畑禎尾町	昭 61.6.2
37	市指定文化財	京都ハリストス正教会 生神女福音聖堂	中京区柳馬場通二条上る六町目	昭 61.6.2
38	市指定文化財	長楽館 附 家具 30 点	東山区四条通大和大路東入祇園町南側	昭 61.6.2
39	市指定文化財	岩佐家住宅 主屋	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定文化財	岩佐家住宅 土蔵	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
	市指定文化財	岩佐家住宅 附 表門 1 棟・土塀 2 棟・塀 1 棟	北区上賀茂南大路町	昭 61.6.2
40	市指定文化財	梅辻家住宅 附 長屋門 1 棟	北区上賀茂北大路町	昭 61.6.2
41	市指定文化財	八幡宮本殿 附 棟札 10 枚	山科区勸修寺御所ノ内町	昭 62.5.1
42	市指定文化財	天授庵 客殿 附 玄関 1 棟・棟札 1 枚	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
	市指定文化財	天授庵 表門	左京区南禅寺福地町	昭 62.5.1
43	市指定文化財	日下部(式部)家住宅 附 普請願絵図 1 枚	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
44	市指定文化財	勝林院 本堂 附 棟札 2 枚・普請関係木札 1 枚	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
	市指定文化財	勝林院 鐘楼	左京区大原勝林院町	昭 63.5.2
45	市指定文化財	本願寺伝道院 附 石造柵柱 20 個	下京区東中筋通正面下る紅葉町、同区油小路通正面下る玉本町(京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町)	昭 63.5.2
46	市指定文化財	立本寺 本堂	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 刹堂(鬼子母神堂)	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 客殿 附 玄関 1 棟・小玄関 1 棟	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 鐘楼	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
	市指定文化財	立本寺 表門	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町	平元 4.1
48	市指定文化財	臨川寺 開山堂	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定文化財	臨川寺 客殿	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2
	市指定文化財	臨川寺 中門	右京区嵯峨天龍寺造路町	平 2.4.2

新 (P別表-39)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
80	市登録文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木槌1個	北区大森東町	平元 4.1
82	市登録文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
83	市登録文化財	齋明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録文化財	齋明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
86	市登録文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録文化財	天穂日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈祷札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町8-1	平 20.4.1
93	市指定文化財	春日神社宝蔵	右京区京北宮町	平 22.4.1
94	市指定文化財	妙光寺方丈	右京区宇多野上ノ谷町	平 23.4.1
95	市登録文化財	五社神社	西京区下津林楠町103番地	平 24.4.1
96	市指定文化財	正法寺遍照塔(旧忠魂堂)	西京区大原野南春日町	平 26.3.31

旧 (P別表-38)

	種別	名称	所在地	告示年月日
79	市登録文化財	日下部(大助)家住宅 附 表門1棟・中門1棟・土塀1棟	北区小野上ノ町	昭 62.5.1
80	市登録文化財	井関家住宅 主屋	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 土蔵 附 棟札1枚	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
	市登録文化財	井関家住宅 附 表門1棟・南北土塀2棟	北区上賀茂北大路町	昭 63.5.2
81	市登録文化財	棕本家住宅 主屋 附 家相図1枚	北区大森東町	平元 4.1
	市登録文化財	棕本家住宅 米蔵 附 木槌1個	北区大森東町	平元 4.1
82	市登録文化財	河原家住宅 主屋 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 長屋門 附 棟札1枚	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 米蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
	市登録文化財	河原家住宅 衣裳蔵	右京区嵯峨越畑北ノ町	平元.4.1
83	市登録文化財	齋明神社 本殿 附 玉垣・棟札1枚	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
	市登録文化財	齋明神社 拝殿	右京区嵯峨柳田町	平 2.4.2
84	市登録文化財	石座神社 八所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
	市登録文化財	石座神社 十二所明神本殿	左京区岩倉上蔵町	平 3.6.1
85	市登録文化財	伴家住宅	中京区六角通烏丸西入骨屋町	平 3.4.1
86	市登録文化財	八木(南)家住宅 主屋	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 長屋門	中京区壬生辻町	平 4.4.1
	市登録文化財	八木(南)家住宅 土蔵	中京区壬生辻町	平 4.4.1
87	市登録文化財	下里家住宅 附 棟札1枚	東山区八坂新地末吉町	平 5.4.1
88	市登録文化財	旧柳原銀行	下京区下之町	平 6.4.1
89	市登録文化財	飛鳥田神社 本殿	伏見区横大路柿ノ本町	平 7.3.30
90	市登録文化財	天穂日命神社 本殿	伏見区石田森西町	平 15.4.1
91	市登録文化財	九頭神社 本殿 附 建地割図1枚・棟札2枚・祈祷札1枚	右京区京北細野町北谷17番地	平 18.3.31
92	市登録文化財	久我神社 本殿 附 普請願控1通・建地割図1枚・棟札1枚	伏見区久我森ノ宮町8-1	平 20.4.1
93	市指定文化財	春日神社宝蔵	右京区京北宮町	平 22.4.1
94	市指定文化財	妙光寺方丈	右京区宇多野上ノ谷町	平 23.4.1
95	市登録文化財	五社神社	西京区下津林楠町103番地	平 24.4.1

新 (P別表-57)

	種別	名称	所在地	告示年月日
126	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅主屋	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅土蔵	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅表門	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
127	国登録有形文化財(建造物)	旧片岡家住宅主屋	右京区鳴滝音戸山町 6-38 他	平 25. 6. 21
128	国登録有形文化財(建造物)	室賀家住宅主屋	山科区小山北林町 36-5	平 25. 6. 21
129	国登録有形文化財(建造物)	本能寺本堂	中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺信長公御廟所拝殿	中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺表門	中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
130	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵茶室	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵腰掛	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
131	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造大黒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 5-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造酒蔵ホール	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造吟醸酒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦倉庫	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造事務所	伏見区横大路三栖大黒町 4-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦煙突	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24
132	国登録有形文化財(建造物)	青木家住宅(旧ボンソンビー家住宅)主屋	北区上賀茂南大路町 59	平 26.4.25
	国登録有形文化財(建造物)	青木家住宅(旧ボンソンビー家住宅)門	北区上賀茂南大路町 59	平 26.4.25
133	国登録有形文化財(建造物)	西川家住宅主屋	左京区岡崎円勝寺町 91-24 他	平 26.4.25
	登録有形文化財(建造物)	西川家住宅土蔵	左京区岡崎円勝寺町 91-24 他	平 26.4.25
134	登録有形文化財(建造物)	吉田家住宅主屋	中京区新町通六角下る六角町 363 他	平 26.4.25
135	登録有形文化財(建造物)	旧村西家住宅主屋	中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町 333	平 26.4.25
	登録有形文化財(建造物)	旧村西家住宅土蔵	中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町 333	平 26.4.25

旧 (P別表-54-3)

126	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅主屋	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅土蔵	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅表門	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
127	国登録有形文化財(建造物)	旧片岡家住宅主屋	右京区鳴滝音戸山町 6-38 他	平 25. 6. 21
128	国登録有形文化財(建造物)	室賀家住宅主屋	山科区小山北林町 36-5	平 25. 6. 21
129	国登録有形文化財(建造物)	本能寺本堂	中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺信長公御廟所拝殿	中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺表門	中京区寺町通御池下る下本能寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
130	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵茶室	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵腰掛	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
131	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造大黒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 5-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造酒蔵ホール	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造吟醸酒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦倉庫	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造事務所	伏見区横大路三栖大黒町 4-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦煙突	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24

新 (P 別表-58)

	種別	名称	所在地	告示年月日
136	登録有形文化財(建造物)	旧武田家住宅主屋	下京区高辻通油小路東入永 養寺町 242-1	平 26.4.25
137	登録有形文化財(建造物)	落柿舎	右京区嵯峨小倉山緋明神町 20	平 26.4.25
138	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅主屋	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	青木家住宅土蔵	中京区富小路通三条上る福長町 110	平 26.10.7
139	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮本館	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
	登録有形文化財(建造物)	日新電機嵯峨野寮土蔵	右京区嵯峨野宮ノ元町 62 他	平 26.10.7
140	登録有形文化財(建造物)	新居家住宅主屋	伏見区淀新町 99-1 他	平 26.10.7
141	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅主屋	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19
	登録有形文化財(建造物)	栗原家住宅門及び塀	山科区御陵大岩 17-2	平 26.12.19

